

## 令和元年第4回定例会（第2号）

令和元年12月12日（木曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
日程第 4 議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第 5 議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第65号 七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第66号 七飯町学校設置条例の一部改正について  
日程第 8 議案第67号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第 9 議案第68号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第10 議案第69号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第11 議案第70号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第12 議案第71号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

### ○出席議員（18名）

|    |     |      |     |     |       |
|----|-----|------|-----|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 木下敏  | 副議長 | 17番 | 青山金助  |
|    | 1番  | 横田有一 |     | 2番  | 神崎和枝  |
|    | 3番  | 平松俊一 |     | 4番  | 池田誠悦  |
|    | 5番  | 田村敏郎 |     | 6番  | 稲垣明美  |
|    | 7番  | 畑中静一 |     | 8番  | 長谷川生人 |
|    | 9番  | 上野武彦 |     | 10番 | 坂本繁   |
|    | 11番 | 澤出明宏 |     | 12番 | 中島勝也  |
|    | 13番 | 川村主税 |     | 14番 | 中川友規  |
|    | 15番 | 若山雅行 |     | 16番 | 川上弘一  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 中宮安一

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

|           |      |           |       |
|-----------|------|-----------|-------|
| 副町長       | 宮田東  | 総務部長      | 釣谷隆士  |
| 民生部長      | 杉原太  | 経済部長      | 青山芳弘  |
| 総務部総務財政課長 | 倍楼司  | 総務部情報防災課長 | 若山みつる |
| 総務部政策推進課長 | 中村雄司 | 総務部税務課長   | 広部美幸  |

|               |         |           |         |
|---------------|---------|-----------|---------|
| 会計課長兼経済部水道課参事 | 青 山 栄久雄 | 民生部住民課長   | 清 野 真 里 |
| 民生部環境生活課長     | 磯 場 嘉 和 | 民生部福祉課長   | 村 山 徳 收 |
| 民生部子育て健康支援課長  | 岩 上 剛   | 経済部商工観光課長 | 福 川 晃 也 |
| 経済部農林水産課長     | 川 島 篤 実 | 経済部土木課長   | 佐々木 陵 二 |
| 経済部都市住宅課長     | 寺 谷 光 司 | 経済部水道課長   | 笠 原 泰 之 |

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

|                 |         |                   |         |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 教 育 次 長         | 扇 田 誠   | 学 校 教 育 課 長       | 竹 内 圭 介 |
| 生 涯 教 育 課 長     | 北 村 公 志 | 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 | 柴 田 憲   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 川 崎 元   |                   |         |

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

---

○本会議の書記

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 関 口 順 子 | 書 記 | 妹 尾 洋 兵 |
| 書 記     | 佐々木 宏 美 |     |         |

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 8 番 | 長谷川 生 人 | 9 番 | 上 野 武 彦 |
|-----|---------|-----|---------|

午前10時00分 開会

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） ただいまから、令和元年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

8番 長谷川 生 人 議員

9番 上 野 武 彦 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

最初の質問は、七飯町の国保会計についてであります。

七飯町の国保会計は、平成26年度より累積赤字によって次年度からの繰上充用をして運用してきたが、平成29年度より国保税の増税を実施し、平成30年度より運営主体が北海道との共同経営へと転換されている。

そこで、そうした変更に伴う国保会計について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、七飯町は平成29年度より国保税の増税を実施しているが、増税による増収効果について。

2、平成30年度より、国保の運営主体が北海道との共同経営へと転換されたが、国保会計にどのような影響があったのか。特に療養諸費は、国保会計の約6割を占めていたが、道への運営主体

が転換されたことで、どのように負担が変わったのか。

3点目、七飯町の国保会計は平成30年度収納率が96.3%となり、道の示す標準保険料率92%より高い収納率となったが、そのことによる道からの優遇措置はあるのか。

4点目、平成30年度は、平成29年度より国保会計の赤字解消が大幅に進んだが、今年度以降の国保会計の財政見通しについて。

5点目、今後、国保会計の黒字化が大幅に進んだ場合、減税を実施する考えはあるか。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 七飯町の国保会計について、答弁させていただきます。

1点目の、平成29年度より国保税の増税を実施しているが、増税による増収効果についてですが、増税した平成29年度現年度分の調定額は6億7,788万5,900円、前年度比3,622万6,000円、5.65%の増。収入額は6億5,058万5,798円、前年度比3,349万9,171円、5.43%の増収となっております。

また、平成30年度現年度分の調定額は6億4,110万2,600円、前年度比3,678万3,300円、5.43%の減。収入額は6億1,713万6,001円、前年度比3,344万9,797円、5.14%の減収となっており、被保険者数の減少傾向の影響などから税収を見直しましたが、相対的には税収を確保したものと考えております。

2点目の、平成30年度より国保の運営主体が北海道との共同経営へと転換されたが、国保会計にどのような影響があったかについてですが、平成29年度まで各市町村単位で行っていた国庫支出金等や前期後期高齢者に関する交付金及び高額医療費共同事業は、全て道が一括管理し、道が負担を求める国保事業費納付金で調整する仕組みとなっております。

なお、平成29年度の療養諸費は国保会計の6割を占め、平成30年度ではほぼ7割程度を占めておりますが、会計の仕組みが変わったこともあ

り比較ができませんが、国保会計に大きく影響する医療費支払いについては、現在も各市町村で支払いしており、支払った金額は全て後に保険給付費等交付金として道より交付されます。

また、道はその年度の医療費の財源を各市町村が負担する国保事業費納付金や、道が申請する国庫負担金等から捻出し、町としては国保事業費納付金の財源を確保することにより、基本的には単年度の国保会計の収支の均衡が保たれるものと考えております。

3点目の、道の示す標準保険料率より高い収納率となったが、そのことによる道からの優遇措置はあるかについてですが、平成30年度は収納率向上に関する取り組みの実施状況に応じて、国分と合わせて道より特別交付金といたしまして、保険者努力支援分及び道繰入金が400万円程度含まれて交付され、優遇されております。

4点目の、次年度以降の国保会計の財政見直しについてですが、平成29年度より国保会計の累積赤字の縮減と平成30年度から共同運営による道から求められる国保事業費納付金の財源確保のための対策として、税率改正を実施し、道の標準保険率に近づけるため、平成30年度から3カ年で段階的に資産割の廃止と、応能割、公益割の見直しを実施しております。

また、1億1,861万8,625円の累積赤字でしたが、平成30年度決算での単年度収支6,369万1,951円の黒字決算により、5,492万6,674円の累積赤字となっております。今年度以降の国保会計の財政見直しとして、次年度内での赤字会計解消を目指し、解消以降は減少傾向にある被保険者数や、道から国保事業費納付金に対応しながら財源確保に努めてまいります。

5点目の、今後、国保会計の黒字化が大幅に進んだ場合、減税を実施する考えがあるかですが、現段階において大きな黒字というのは見込めませんが、国民健康保険法の改正の動向を含め、各年度の決算額と道が示す額を比較しながら考えてまいりますので、御理解のほど願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁をいただいている

のですけれども、増税効果ということで、増税分がどうであるかというような答弁になっておりませんでしたので、実際には増税分の金額が幾らになっていたのかという形で、もう少しはっきり出させていただきたいというふうに思います。

従来、この増税を実施するときの見込み額というものが当時示されておりましたけれども、その段階では、年間6,179万という数字が出ておりました。要するに6,000万円ほどの増税の効果があるということでありましたけれども、その数字が現実になった段階で、どう変わったのかという形の数字を示していただきたいというのが1点目です。

○議長（木下 敏） 上野議員に申し上げますが、先ほど課長答弁で平成29年度であれば3,622万6,000円の増というので年度ごとにずっと増の額は言っていたのですけれども、例えばその3カ年の合計が知りたいのか、答弁の中では増税の部分は答弁していたのですけれども。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） ちょっと聞きそびれた部分があったのかと思いますけれども、もう一度確認させていただいて後で答えていただきたいのですが、平成29年度が3,622万円とか平成30年度が3,349万円とか、この数字が増税分の数字なのかという確認だけ、まず1点お願いします。

それから2点目なのですけれども、療養諸費の件ですけれども、これもどうもすっきりどういうふうに変ったのかというのが把握されかねたところがあります。平成30年度から国保の運営主体が北海道に変わって、実際、七飯町が主体になっていたのは大幅に変わって、療養諸費のそういった全体の支払いが道から交付金のほかに、療養諸費の件でもう一度確認したいのですけれども、平成30年度、七飯町の療養諸費は幾ら実際はかかったのか、その点が1点と。

それで、その療養諸費の従来は6割が国保会計で負担をするということになっていたわけですよ。それで今回、道への運営主体が転換されたことによって、私は北海道で平準化された療養諸費が七飯町にもかかってきて、本来ならばかかった

療養諸費の約6割が町の国保会計への負担になるということで、これまでは従前行われてきたわけですが、今回その割合といいますか、本来かかった療養諸費に対して、そういった町の負担になる割合が変わってきたのかどうかという点を聞きたかったので、その辺について、そういった今までの6割負担が軽減されたような措置になってきているのかという点について、2点目にお伺いしたいと思います。

3点目です。収納率が基準となる92%をかなり大きく超えまして、いい成績をおさめたということで400万円ほどの特別交付金が出てくるというお話がありました。これは従来、国が1,700億円の交付金を交付する、そのうちの半分が道の運営になるときの財政調整交付金になっていくと。あとの半分がこういった収納率に努力した市町村に対して全国で850億円、これが努力した市町村への還元金といいますか、今言った還元金となって特別交付金として支給されるということになっていたわけですが、今回は400万円になったということでありました。

それで、今後もこういった収納率の向上を図って頑張っていけば、常にこの400万円近くの交付金が出てくるのではないかと思いますけれども、これはどういう基準で400万円というのが支給されることになったのかというあたりをちょっとお伺いしたいのです。

というのは、92%という基準を今回は4.3%上回ったということなのですよ。何%上回ったらどのぐらいの金額になるのか、そういう基準があるのであれば、ちょっとお答えいただきたいと思います。

4点目です。この間、平成29年度に増税しまして、平成30年度より道へ移管されたということで、国保会計がこの間にかなり大幅に改善されております。平成29年度は累積赤字が1億1,861万円あったわけですが、先ほど課長が答弁されたように、平成30年度の累積赤字は5,492万円だったということで約6,369万円、この1年間で財政赤字が解消されたということになります。

それで、先ほど課長が年度ごとの3,000万

円程度の増税効果があったというふうにおっしゃいましたけれども、今回のこの増税効果以外の改善部分はかなり含まれているのだというふうに思うわけです。年間3,000万円前後の増税分の効果があったとして、あと6,369万円までになる間のほかの増収効果といいますか、これはどんな中身だったのか、それについてお伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） まず、増税効果についてですが、再度答弁させていただきます。

増税しました平成29年度現年度分の調定額というのは、6億7,788万5,900円、前年度比が3,622万6,000円、こちら5.65%の増となっております。収入額につきましては、6億5,058万5,798円、前年度比3,349万9,171円、5.43%の増収となっております。こちらのほうは、平成29年度に税制改正を行ったことによる増収効果ということになってございます。

次に、療養諸費についてでございますが、平成30年度の療養諸費は、23億9,000万円程度ということになってございます。こちらが療養諸費の仕組みといたしましては、平成29年度は6割を占め、平成30年度はほぼ7割程度を占めておりますけれども、会計の仕組みというのが平成30年度から道への共同保険者になったということもあり、明確な比較というのができませんけれども、医療費に関しては現在も町村で支払っております。その支払った金額というのは、全額国保給付費等交付金として、道より交付されて、療養諸費は同額という形になってございます。

ただ、その年度の医療費の財源、国保事業費納付金を一括して道が管理して、その中から町が負担する国庫事業費を含めて支払いするという仕組みになっておりますので、療養諸費に関しましては、それ以外の負担はない形になってございます。

収納率に関しての財源についてでございますけれども、こちら平成30年度より医療費の適正化に向けた取り組みの支援といたしまして、特別交

付金として国より支援者努力支援分として100万円程度、道繰入金といたしまして300万円が含まれ、交付しております。

努力支援分に関しましては、収納率の実績評価による配点方式となっております。配点方式で算出して、交付されるという仕組みになっております。道繰入金のほうに関しましては、国庫給付費等交付金に含まれ、算出方法というのは、道を参考に道が独自に算出して交付されるという算定方法になってございます。

あと、改善効果ということでございますけれども、平成29年度より増税したということで3,349万円程度の増収が見込まれておりますけれども、共同保険者ということになり、一括方法による配分方式となりました。道のほうで各町村に人口割でありますとか、そういう仕組みによって各町村に道が独自で配分して、町が納付金として納めるという方法になったので、町といたしましては、共同保険者になったことにより負担が軽減されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 増税分での金額はわかりました。

それで、この平成29年度から平成30年度にかけて6,000万円を超える改善効果があったと。その半分は増税分ということで、あとの半分は道への移管ということに伴う、そうした軽減効果が発生したという答えになっておりました。

これでいきますと、年度当たり6,000万円を超える改善効果が今後も続く可能性がありますよね。平成30年度の累積赤字が5,492万円ということになりますと、この平成30年度から令和元年度の決算にいたっては、何とか累積赤字が解消されるのではないかというふうに私も思うのですけれども、そうすると、その後の国保会計は年々約五、六千万ずつ赤字が発生していくのではないかというふうに見込まれるわけなのですけれども、課長のほうではどう見込まれているのか、お伺いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） まず、次年度内での赤

字決算を解消する見込みで現在は努めてございます。現段階におきまして、大きな赤字がどのくらいになるのかというのは明確には示すことはできませんけれども、国民健康保険法の改正であったりとか、被保険者数が減少している中、また、各年度の決算額と道が示す額を比較しながら、年度ごとに考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、2問目へ行きたいと思っております。

七飯町の町政運営について、お伺いいたします。

中宮町政は、平成18年（2006年）の第1期から、現在第4期の2年目を迎えております。この14年近くになりますけれども、実に多くの施設の建設整備が進められております。これに関しては、非常に積極的で意欲的な取り組みがされたというふうに思います。3億円を超えた事業で、水防センター、冬トピア団地、大中山小学校、七重小学校、学校給食センター、新幹線関係工事、七飯消防署、集出荷予冷施設、道の駅、大中山複合施設、大沼岳陽学校などの工事がこの期に行われております。合計で約113億円と非常に大きな事業が、この10年ちょっとぐらいの間に行われてきたということなのですが、そういう事業が行われた一方で、一つ問題点も指摘しておきたいというふうに思います。

1点目は、町は町政運営に当たって、総合計画を策定し、計画的な町政運営を実施してきたはずであるが、町の一般会計は平成27年度決算から単年度収支が赤字に転落し、厳しい財政運営状況となっております。なぜこのような財政状況を発生させたのかというのが1点目です。

2点目、今後どのような財政運営をするのか、また、赤字財政はいつまでに解消する予定なのか。

3点目、今後新たな事業は一切中止する考えなのか、または新たな事業も実施しながら、この赤字解消を図るという方向で進めようとしているのか。この点について、3点目です。

4点目、こうした建設事業偏重の町政運営で、以下のような住民の日常生活面でのサービスの立ちおくれが目立つ町政となってきております。こうした問題をどのように考えているのかということで、そこから（4）まで4点としております。

（1）近隣の自治体で、コミュニティバスやオンデマンドバスなど住民の交通上の不便の解消を図る事業が行われてきている中で、七飯町はいまだに実施していない町となっています。この点について。

2点目、人口が3万人に近い町で住民の文化活動の拠点となる図書館がいまだに整備されていないこと。

3点目、昨年、保育園への待機児童数が北海道で一番多い町となりました。今63名という待機児童を発生させた。こういう子育て環境が悪化したということが3点目です。

4点目、平成30年度にこれまでの転入超過の町から転出超過の町へと転化した。このことについて、見解をお願いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私からは1点目から3点目までを御答弁してまいります。

まず、1点目の平成27年度決算以降の財政状況についてでございます。

現在は、第5次総合計画の期間中であり、本計画に基づき、計画的な町政運営を実施してきております。平成27年度以降は、財政調整基金を投入し、収支の均衡を図っているところではございますが、これは平成23年に発生した東日本大震災以降、当町としても町民の生命、財産を守ることを優先として施策を進めてきた結果でございます。これにより、学校、給食センターの整備により七飯町の次代を担う子供たちの安全安心、また、七飯消防署の改築などによる町民の生命、財産を守ることに繋がっております。

さらには、住みたい町、住み続けたい町となるよう、町民のニーズに応えるため、18歳未満の医療費無償化等を推進してまいりましたが、これらのことにより、住みたい町として七飯町を選ん

でいただいていると確信しておりますし、どの事業につきましても、真に必要な事業であるため、速やかに進めてきた結果でございます。

2点目の今後の財政運営についてでございます。

町では、各年度決算及び当年度の当初予算状況を踏まえた翌年度以降の中長期の財政状況として、現状を踏まえた今後の基金及び町債状況を把握しております。この計画では、最低限確保すべき基金現在高を7億円に設定し、まずはこの数値を堅持すること、極力基金の取り崩しをしないことを方針にしております。

町債については、近年の大型事業の推進により増加しておりますが、事業の実施に当たって町の財政負担が少しでも少なくなるよう、国、道と交渉を行い、特定財源を確保する、町財政に有利な起債を選択することなどにより進めてまいります。

3点目の今後の事業の推進と赤字解消についてでございます。

今後の事業推進においても、基本的には自治体という立場上、町民への公共サービスの提供や福祉の維持、推進に努めなければならないことから、新たな事業を一切中止するようなことは現実的に不可能でございます。

しかしながら、それぞれの事業の必要性、緊急性等を検証し、優先順位を定め、また、国、道の補助等を有効的に活用し、少ない経費で最大の効果を上げられるよう、さらに不断の行財政改革により、単年度収支の均衡を図り、財政状況の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私からは4点目の（1）の住民の交通上の不便の解消に関する点と（4）の転出超過について、お答えしてまいります。

（1）の住民の交通上の不便の解消に関する点については、前回の第3回七飯町議会定例会、前々回の第2回七飯町議会定例会の答弁と重複いたしますが、住民の足の確保に関して、他市町の取り組み事例を見ますと、空気を運ぶような路線

定期型のバスの課題も見受けられ、特に高齢化が進む地域では、事前予約制のデマンド型の交通に切りかえを行う事例もあり、さまざまな課題の検討に当たっては、一つ一つ解消しながら進めているところでございます。

一方、道内の路線バスに目を向けますと、運転手が高齢化による不足人員を補えず、路線を相次いで減便、廃止するなどの新聞報道があるとおりに、利用者の多い札幌圏ですら減便の動きが出始めており、道南圏域でも危惧するところでございます。

町内には、鉄道、バス、タクシー等、それぞれが企業努力によって運転手を確保し、地域の足として現在御尽力されております。既存の公共交通機関があることが当たり前のように感じますが、町内の一部の地区を除いては、他町と比較しても各社の営業努力によって、複数の交通手段を利用する大変恵まれているともいえる状況でございます。

交通の不便の解消は、各種の視点で検討が必要でありますことを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(4)の平成30年1月から同年12月までの1年間の転入と転出の状況は、転入が1,056人で、転出が1,127人であり、転出が71人上回ったところであり、転出が上回ったことは平成21年以来9年ぶりとなりました。

平成31年1月から令和元年11月までの11カ月間の状況では、転入が1,098人で、転出が1,041人であり、転入が57人上回っている状況となっております。例年の傾向を鑑みましても、今年は転出よりも転入が多くなるものと見込んでおります。

前々回の第2回七飯町議会定例会の答弁と重複いたしますが、七飯町の人口減少の対策については、以前からもさまざまな施策の展開を行っており、特に子育てに関する施策や北海道新幹線総合車両所、関連企業などの企業誘致、さらには学校の耐震化、七飯消防署の建て替え、給食センターの更新などの安全安心の施策など、多くの自治体で大幅な人口減少の中、当町が微減にとどまっていることは、これまで継続して取り組んできた施

策が住みたい町、住み続けたい町へ生かされた結果であり、町の成長として間違いなく、そして着実に進んだものと考えております。

転入転出の人数も町の活性化度合いを測るには大事ではございますけれども、町民それぞれが七飯町に住んでよかったと思えるような満足度を得られるような取り組みを最小の経費で最大の効果を上げながら行い、総合的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(木下 敏) 生涯教育課長。

○生涯教育課長(北村公志) 4点目の(2)図書館整備について答弁させていただきます。

図書館整備につきましては、平成30年第2回及び第4回定例会における同僚議員及び上野議員の一般質問において答弁しましたとおり、本町地域センターの改築にあわせ、極力財政負担の少ない方向での図書館の設置を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) 4点目の(3)昨年、保育園の待機児童数が北海道で一番多い町となり、子育て環境が悪化したということについて答弁をさせていただきます。

令和元年第2回七飯町議会定例会において、同僚議員からの質問に対し、その後の状況と対策について答弁をさせていただいたところでございますが、改めまして、その一例として町立保育所では、本年度4月に導入した保育士就職支援就業体験会と保育士人材バンクの制度を活用し、保育士の確保に努め、受け入れ定員数を確保し、待機児童の解消を進めてまいりました。

このため、七飯町の直近の待機児童数は、10月1日現在でゼロであります。今後におきましても、さらなる対策強化を図りながら、子育て環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、待機児童が多いイコールすぐさま子育て環境が悪化するということに直結するものではないと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。



いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、再質問させていただきます。

先ほど答弁をいただいているのですけれども、まずは1点、七飯町は総合計画という10カ年計画を立てて事業を行ってきております。先ほど答弁なされましたけれども、第4次総合計画は平成27年まで、それから平成28年度から第5次総合計画ということになっております。

この計画が財政事情を踏まえた基本的なきちんとした計画であれば、今回のような赤字財政に転落したり、基金がなくなっていくというような見通しのような財政運営は起こり得なかったのではないかというふうに思うわけです。先ほどの答弁では、その原因になったのは何であるかということに関しては全くお答えになっていないので、これについては一つはっきりこれが原因だという理由といたしますか、根拠を示した答弁をしていただきたいと。それが1点目です。

それからもう一つ聞いた点ではっきりしておりませんでしたのが、赤字財政になって解消をどうするのか、いつまでにどうするのかというような質問になっていたと思うのですが、これについてははっきりした答弁になっておりませんでしたので、今後のこうした財政状況の改善の見通し、これについて、もう少しはっきりした答弁をお願いしたい。いつごろまでにどのようなやり方で、基金がなくなるような状況も含めて、これをどう改善する考えなのか。もう少しわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

あと、コミュニティバスとかいろいろありましたけれども、例えばコミュニティバスにしても、町が検討委員会といいますか、プロジェクトチームといいますか、これを立ち上げたりしておりますので、この問題を解決するというか、そういう方向で考えておられると思いますけれども、いつまでにどのようにそういった今の交通上のさまざまな苦悩、不便、高齢化して本当に病院に通うにも大変だと人が多くなっている状況の中で、本当にどう解決するのかという点では、先ほどの答弁

では全く見えない。いろいろな交通手段があっただけで恵まれているというような答弁でしたので、このコミュニティバスやオンデマンドバスなどの住民の日常生活上のこういった交通の不便を解消する考えが本当にあるのかどうか。そしてそれは、どういう形でいつまでにやろうとしているのか、この方向性だけでもきちんと答弁していただきたいというふうに思います。

それから次は図書館の問題です。これは答弁なさっておりまして、地域センターの建て替えに伴う形で図書館の整備も考えておりますというような形になっておりましたけれども、この図書館を整備するためには地域センターの建て替えが具体化しなければならぬわけですが、今の答弁ではそれがはっきりされておりませんでした。地域センターも老朽化して、あと2年とか何年かの間に建て替えるなり耐震化をするなり実施しなければ、施設そのものが使用できないような、そういう状況になるわけですが、図書館の整備というのはそういった点で地域センターがどうなるかによって決まるわけですね。

この地域センターは、従前、町が民間に建ててもらって利用料を払う形にしたいと。民間がなければ、町が主体に考えていきますよというようなお話でした。これについては、現在、どちらで進んでいて、どんな状況になっているのか。これについてお伺いしておきたいと思います。

それから、保育園の待機児童がゼロになったということで、かなり努力をされたというふうに思います。ただ、これは本来の定員を大幅に超えた受け入れをしたという形も発生した形で実現した数字ではないかと思っておりますので、それについては、今後真つ当な形の定員の枠内で、どうこういった問題を考えていくのか。現在の定員枠を超えた人数がどうなっていて、今後それをどう解消するという考えがあるかどうか。これについてお答えいただきたいと思います。

あとは、転出超過の町に転化したというのは、これは今までありました町のサービスといいますか、これがいろいろな面で評価されて、転出が増えたということも考えられます。一方で踏みとどまって、今年は少し改善して増えるのではないかと

という答弁になっておりましたけれども、要するにこうした住民の日常生活上のさまざまな不満、不便といいますか、これを解消しなければ、この転出超過という問題が起こる可能性は今後もあるわけですね。この辺について、一つ努力していただきたいと思います。

以上で、答弁をお願いします。

**○議長（木下 敏）** 上野議員に伺いますけれども、今の質問の中で町の施策が評価されたから転出が超過したと言ったのだけれども、多分それは転入が超過した。転出が超過したということは、いなくなったということだから。町の子育てとかそういう政策が評価されたから転入が超過したというのであれば理解できるのですけれども。

要するに、町の施策が評価されないから転出が多かったということをお願いしたかということか。もう一度、そのところだけはっきり質問をお願いします。

上野武彦議員。

**○9番（上野武彦）** 平成30年度、これまで転入超過の町ということで人口が増えるということも、そういう形で起こっていた町だったのですけれども、平成30年度に71名という転出超過を発生させたということになりました。これは、やはり従前と違ってこういうふうになってきたというのは、やはりそれなりの原因があつてのことだというふうに思います。

それは逆に、ある面を言えば、町の施策といいますか、町政上のいろいろな住民生活上の問題が場合によっては不満になって、よりよい町に転出したということも考えられる。これは出ていった住民に聞かなければわからないことではありますけれども、そういった負の部分が発生しているということで、この問題を捉える必要があると。

そういうことで言えば、このことを機にやはり町政上の住民サービスの見直しは考える必要があるのではないかとということで、質問させていただきます。

**○議長（木下 敏）** 総務財政課長。

**○総務財政課長（悟楼 司）** それでは、私のほうからは、まず、何が原因だったのかということの御答弁をしてみたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、これがというようなものということではなくて、最近の災害に係りまして、七飯町としても子供たちの安全、町民の安全、生命、財産を守ることが大きな方針の柱になってきてございます。その上でいろいろなものを建設してきたということでございます。

また、近年、国の施策に係りまして扶助費等も増えているということでございます。そこら辺の全部を総括して、総体として収支の均衡が少し支出のほうが多くなってきているというような状況があるというところでございます。

続きまして、今の現状の赤字がいつまでに解消するのかというところでございます。現在、収支のバランスを整えるというところで、私どもは行財政改革を行っているところでございます。

また、先ほども申し上げましたとおり、予算を編成する際には極力基金を当初予算には盛り込まないというところで、基金の総体を7億円維持するというところを方針として定めてございます。また町債についても少なくなるよう、財政運営してまいりたいというところで行ってまいりますので、なかなかそれをいつまでということでの御答弁にはなりませんけれども、そういう方針のもと、収支の均衡を少しでも良くなるよう行っていると。そういうふうに行財政改革をしていくということで行ってございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** 私のほうからプロジェクトチームと交通関係の検討状況について、いつまでにどのようにという部分のことをお答えさせていただきたいと思います。

交通関係につきましては、プロジェクトチームでこれまでも課題について解消に努めているところでございます。ただ、9月の定例会以降、新たな課題について、特段解消ができたというものは御報告できる状況にはございません。

今言えることは、11月に実は国のほうでも法律の改正が今後見込まれるというような情報がございまして、計画的に交通を行っていくときに

は、地域公共交通網形成計画というものを策定すると、これまでなっただけでしたが、今後、地域公共交通計画、仮称でございますが、そういった計画を策定していかなければならないというような状況も入ってきてございます。

そういった新たな課題もございますので、そういった部分も引き続き課題解消に努めてまいりたいというふうに思っております。この中で、今現在には、いつまでにどのように解消するかという部分については、現在のところ申し上げることはできない状況でございます。

続いて、転出超過、転入超過の部分でございます。日常的な不満の解消というところが、まず転入超過に持っていける施策の一つだというふうに思っております。こちらはまず、満足度を高めていくという部分で進めていくことが第一前提と思っております。

総合計画の見直しの際には、住民アンケートを実施してございまして、その中で満足度を測ってございますので、次期総合計画の中でまた住民アンケートをして、満足度を上げられるような形の施策を考えていかなければならないというふうに思っております。後期の総合計画の改正は、令和2年に現在検討しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 副町長。

**○副町長（宮田 東）** 私のほうから、先ほど図書館の建設に関しまして、本町地域センターの改築が大前提ではないかということでございましたので、本町地域センターの見直しについて答弁させていただきたいと思っております。

これにつきましては、9月の第3回定例会においても同僚議員の質問にお答えさせていただいたのですが、現在、上野議員も先ほど申し上げられましたとおり、賃料といいましょうか、それについても高いので、なかなか見通し的には厳しいというような部分についてのお話も議員のほうもおっしゃっておられましたので、そのような中で財政の部分となっていくと、やはり高額な事業費からするとかなり賃料が高い。そうなると民間の方々の入居に関しても、相当厳しい状態になってきているということをお話させていただきます。

も申し上げます。

そのような中で、町の財政についても負担をかけないように、これは先ほど総務財政課長が言いました7億円の基金を確保してまいりたいというような部分にもつながってまいりますけれども、国や北海道の支援をいただけるような事業に置きかえられないかというような形でございます。

その結果としまして、この市街化区域の部分について、公共施設、道路、公園などをコンパクトに整備することによって、国からの厚い交付金とか補助金をもらえる可能性が出てきたということで進めさせていただきました。それを令和2年度、来年度について計画を立てていきたいと。

計画の名称については、立地適正化計画という名称になりますけれども、それに名乗りを上げて令和2年度に計画を策定して、令和3年度以降に事業実施に向けて進めていきたいという形のもので現在検討しているということで、まず御理解いただきたいと思っております。

これによって、本町地域センターの改築、図書館、もっと先のことを申し上げますとスポーツセンターだとかのそういう部分について一連のものについても、総合的に計画をつくって見直しを立てていきたいという考え方で現在進めておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 子育て健康支援課長。

**○子育て健康支援課長（岩上 剛）** 4点目の（3）の待機児童の部分で、議員のほうから定員の枠を超えて受け入れしているような、そういう可能性の中で対処されているのではないかという質問でございましたけれども、これについては、町内の保育施設に定員はございまして、この定員の数は条件によって変動するわけなのですが、これについては定員弾力化の1.2倍のところまで、国のほうは定員枠を広げていいということで認められた範囲があります。

その範囲の中におさまった中での待機児童数ゼロということでございますので、これは上回っている状況ではないというふうに理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） お答えいただいているのですけれども、どうもはっきりしないのが一つありますので伺いたいのですが、平成30年10月段階で町の総務課のほうで出した資料だということなのですけれども、これでいきますと、平成33年で基金残高がほぼ底をつくような経費になっていくということで、令和3年を超えると基金がマイナス段階に入っていくという中で、町は先ほど7億円の基金を維持してまいりますというふうに言っておりました。

町のこの財政推計を見ますと、平成37年ですから、令和7年には基金はマイナス21億というような状況が生まれるというような推計をしておりましたが、先ほど7億の基金を維持しながらという、その実態とはかけ離れた推移を示しているのではないかというふうに思うのですが、この基金問題について再度、このグラフで見ますとそういうふうに見てしまうのですが、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、答弁してまいります。

上野議員がおっしゃる平成30年10月に出した資料は、今私の手元にはないのですけれども、そういう資料をお出ししている経過はあると思います。その後、新たに財政の中長期計画といたしまして、今の平成30年10月ですから、平成29年の決算ベースで、それまでの歳入歳出の状況を踏まえて同じような収支のバランスになればということで、基金の残高が減っていくというような数値のつくりだったと思ってございます。

今の私どものほうで決算としては、平成30年度の決算状況を踏まえて、今後10年間、財政状況としてどうあるべきかというようなところで、大きな方針として基金を7億円残すと、これを方針として7億円残すためにはどうしていかなければならないかというような考え方のもと、計画をつくってございます。

その中で、7億を残すためにというところで行財政改革をしていく、また新たな事業を何もやら

ないというわけにはいきませんので、新たな事業を実施していく中で、国、道のほうにかけ合いまして、町の財政にとって優位な補助金、交付金のもとに事業を推進していくというようなところの方針をつくってございます。

それによりまして、これも中長期の計画ですから、毎年の事業なんかをローリングして決算、また当初予算の状況に応じて数値が少しずつ変わってきているということもございますが、そういう中で平成30年10月に出した計画より、今そういう中長期の計画の中で進めてございまして、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

災害時の避難について。

ここ数年、日本各地で未曾有の災害により人命や財産など甚大な被害に見舞われている。

町は、東日本大震災以降、防災対策に力を注いでおり、町の公式ホームページの防災関連の中で、七飯町避難場所一覧、七飯町防災マップ、七飯町地域防災計画等が策定され、掲載されている。

これら防災関連情報は誰が見てもわかりやすく、避難時には混乱することなく、安全で速やかな避難ができなければならない。

そこで、次の点について伺いたい。

1、七飯町避難場所一覧では、福祉避難所が6カ所あり、収容人員は164人としているが、福祉避難所の対象者はどういう範囲で、その状況把握はできているのか。

2、内閣府は警戒レベル3で、避難に時間を要

する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は市町村が発令する避難情報で避難開始となっているが、防災支援サービス、現在23カ所設置されている防災行政無線屋外拡声装置や広報車巡回等で十分に周知が図れるのか。

3、福祉避難所の対象者は、それぞれの特異性に応じた安全な避難方法や避難生活をしなければならないが、町としてどのように考えているのか。

4、七飯町避難場所一覧、七飯町防災マップ、七飯町地域防災計画（資料編）等の文言や凡例等の表記を同じにできないか、また、対象とする異常な現象の種類アイコンや避難場所を示すための多言語の対応を考えているか。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 初めに1点目の、七飯町避難場所一覧では、福祉避難所が6カ所あり、収容人員は164人となっているが、福祉避難所の対象者はどういう範囲で、その状況把握はできているかについて、答弁してまいります。

現在、町内の福祉避難所は大川コミュニティセンター、大中山コモン、大中山多世代交流地域センター、文化センター、保健センター、大沼多目的会館の6カ所となっております。

福祉避難所の対象者は、災害対策基本法でいう要配慮者となっております。要配慮者とは、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者となっております。また、その名簿の作成も法律で義務づけられております。

福祉避難所に収容される対象者につきましては、要配慮者のうち身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者及びその家族となっております。

町では、対象者の把握について、毎年福祉課、子育て健康支援課から提供されるリストや住民記録から対象者を取りまとめ、要配慮者名簿を作成してございます。

続きまして、2点目の、内閣府は警戒レベル3で避難に時間を要する人とその支援者は市町村が

発令する避難情報で避難開始となっているが、防災支援サービス、現在23カ所に設置されている防災行政無線屋外拡声装置や広報車の巡回等で十分に周知を図れるのかについて、答弁してまいります。

内閣府は避難勧告等に関するガイドラインを平成31年3月に改定し、住民はみずからの命はみずから守るという意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとるとの方針が示されました。これにより、自治体や気象庁から発表される避難等の情報を住民が直感的に理解しやすくするために警戒レベルを付して情報を提供することとなりました。

これら避難に関する情報の住民への提供方法は、現在のところ、大沼地区に設置している防災行政無線、それから携帯電話等に強制的に送信される緊急速報メール、七飯町公式ホームページ、NHKのデータ放送を利用したLアラート、また防災協定を締結してございますコミュニティFMでありますFMいるかのラジオ放送、それと町の広報車や消防車による広報車巡回などで行いますが、全国的に起きる大規模災害を受け、防災行政無線のデジタル化更新にあわせまして、全町的な整備を計画しているほか、新たに町内会を通じた災害緊急連絡網の整備に向け、町内会連合会と協議しているところでございます。

また、防災行政無線の戸別受信機につきましては、避難に時間がかかる方などを中心に配置することで準備を進めているほか、町内会長さんの家など地域の情報伝達の中心となる住民組織への配置も検討しております。

これらのさまざまな情報伝達手段で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

続きまして、3点目の、福祉避難所の対象者は、それぞれの特異性に応じた安全な避難方法や避難生活をしなければならないが、町としてどのように考えているのかについて、答弁いたします。

福祉避難所の対象者につきましては、要配慮者である高齢者や障害者等としておりますが、特に障害者につきましては身体的な障害のほか、心の

障害や内部障害など多様になってきていることから、避難所内でのエリアの区分けや専門的な人材の確保などが必要と考えてございます。

町では、避難所の備蓄品としてスペースを仕切するための段ボール製の間仕切りや、教育委員会で所有しておりますパーティションを活用し、エリアを区分けしていくなどの対策を考えております。

また、福祉避難所の運営には、医療等の観点から専門的な人材が必要となり、現在のところ防災協定を締結している渡島医師会へ協力要請し、対応することとしております。

また、大規模災害となりますと、災害派遣医療チームなどの派遣があり、先般の胆振東部地震では健康相談、歯科の医療、それから服薬、看護チーム、あと保健所チームによります精神医療や獣医師さん、それから保健師等、あと心のケアチームなどあらゆる医療に関する派遣チームが活動されています。

ただ、これらの体制が整うには発災から数日かかり、実際に胆振東部地震のときは3日後となっていることから、要配慮者の一時的な避難施設の確保もしていかなければならないと考えており、福祉施設や学校、医療機関、それから宿泊施設などと協議を行い、できる限りの体制を整えていきたいと考えてございます。

避難方法につきましては、町など行政機関が全ての要配慮者に対して避難の支援を行うことは、現実的に不可能であると考えております。このことから、可能な限り住民みずからの力で避難することが必要だと考えます。

町といたしましては、要配慮者のうち個人の方では避難が難しい避難行動要支援者の把握を進めていき、避難の支援や避難状況の把握、逃げおくれ対策などの確な避難支援が行われるよう対策を進めてまいりたいと考えてございます。

また、このような方針を住民へ周知することも重要と考えていることから、町広報誌や公式ホームページ、また本年度から情報防災課で積極的に行っております町内会と地域組織を対象とした防災講演などを使って周知を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、4点目の、七飯町避難場所一覧、七飯町防災マップ、七飯町地域防災計画（資料編）等の文言や凡例等の表記を同じにできないか、また、対象とする異常な現象の種類アイコンや避難場所を示すための多言語化対応を考えているのかについて、答弁してまいります。

現在、七飯町避難場所一覧についての最新の情報は、七飯町公式ホームページに掲載してございます。また、七飯町防災ガイドマップ、七飯町防災計画の資料編にあります避難場所一覧につきましては平成25年に作成したものでございます。避難場所等の区分につきましては、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、それまで切迫した災害の危険から逃れるための避難場所、それと避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されていなかったことで、東日本大震災の被害拡大の一因となったということから、現在の緊急指定避難場所、指定避難所という区分に明確化されました。

全戸配布してございます七飯町防災ガイドマップや地域防災計画（資料編）は、災害対策基本法前での作成であったため、改正前の一時避難所、広域避難所という表記となつてございました。これらの方針については、地域防災計画については現在パブリック・コメントを終了し、改訂版を今年度中にお示しするスケジュールで進んでおり、改訂版の資料編は現在の表記に統一されます。

また、全戸配布しております七飯町防災ガイドマップにつきましては、作成から時間が経過いたしましたので、最新の状態の七飯町防災ガイドマップの作成及び全戸配布を計画しております。

さらには、広報ななえ11月号の駒ヶ岳火山噴火の記事から防災関連の記事を連続して掲載してございまして、12月では先ほど申しました避難に関する警戒レベルのことを、また、1月に関しては避難場所についての記事を掲載する予定でございまして。

避難施設については、指定避難所や緊急指定避難場所などの区分のほか、避難所がどの災害に対応しているかなどを記載した用紙、具体的にはA3の用紙にラミネート加工したものを今考えてご

ざいますが、それを作成し、掲示するなどの準備を進めているなど、住民に対して周知を図ってまいりたいと考えてございます。

また、多言語の対応につきましてですが、昨今の外国人観光客の増加などにより必要性が高まっていると認識してございます。現在検討している対応策といたしましては、七飯町公式ホームページの多言語化について計画しているほか、駒ヶ岳火山噴火につきましては駒ヶ岳を囲む3町などの関係団体で組織いたします北海道駒ヶ岳火山防災協議会での事業として、火山防災に関する多言語看板の設置やパンフレットの作成などを協議しております。

いずれにいたしましても、防災情報の多言語化は喫緊の課題であると捉えておりますので、さまざまな方法を模索いたしまして、実行可能なものは速やかに実施していく考えでありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、1番目ですけれども、福祉避難所の対象ということでお聞きしました。要配慮者というようなそういう表現であらわしましたけれども、これは実際、避難場所一覧の福祉避難所、ここの説明では要配慮者が避難生活を送る際に特別な支援等を受けられるよう保健師、相談員を配慮した施設をいう。要するに、保健師や相談員を配置するような人が福祉避難所に行くのだという話だと思うのです。

もう一つには、別な表現方法が出てきているのです。これは何かというと、防災マップのほうに出ていますけれども、具体的に高齢者であるとか障害者であるとか、乳幼児等という、そういう表現で出てきているのです。

ですから、今の説明でわからないわけではないのですけれども、あくまでも、ここのやりとりということではなくて、町民が避難する際にどういう方法で、どこへ行けばいいか。特に福祉避難所の対象者であろうという人がどういう人で、そういう人方は福祉避難所にどういうふうに行けばいいのか。私は何なんだろう、どっちなのだろうという、そういうことを町民は知りたいと思うので

す。

ですから、こういう要配慮者が対象ですよと、町民がそれでわかると思いますか。もう少し詳しく、例えば介護の対象者であれば、要介護の介護度は何級以上、それから障害者はこういう種別の方、それから難病患者だとか透析の必要な人だとか、妊娠何カ月の人だとか、乳児、幼児、児童、それからそれらを避難する際にサポートする支援者はどうなのか。こういうものを具体的に示さない限り、町民なんて避難できないですよ。

どこに行けば、一時避難所に行けばいいのですか。それだって、福祉避難所のそういう対象になる方という方は、在宅でやはり自力でできませんよ。それなりに家族だとか支援者がきちんとした対応をしなければならない。そうやって避難しなければならないという中で、要配慮者とは誰ですかという話です。

ここはやはり、このやりとりはいいのですけれども、もう少し詳しく具体的にこういう対象ですよというものを明らかにしてもらいたい。

それから、福祉課のほうで名簿を提出して作成しているという話ですけれども、では具体的に何人を対象にしているのかということが先ほども出ていないですよ。福祉避難所の収容人員は164人なのですよ。それ以下、それ以下というのは、それに該当しない方がいいのですけれども、それ以上を超えれば福祉避難所はパンクしてしまいます。

しかも、ここの避難一覧の中には、地区別というか分かれていますよね、大川中野地区、それから大中山地区だとかと。こういうふうに分かれて合計して164人ですよ。一番少ないところでは、8人とか4人とかですよ。大沼多目的会館は4人です。

そういうような中で、あふれた場合、ではどこに行くのですかという話です。どういう対象の方がどのような形で行くかということなのです。やはりそこら辺をきちんと、一番大変な方に対してどう光を当てて、どう安全に避難させるかなのですから、ここの部分をもう少し町民の側に寄り添った形でしっかりと、この地区には何人いて、こういう対象者が何人いて、こういうところに

ういう方々を考えていますとかと具体的に出さないと動きようがないですよ。確かにホームページだとかいろいろなものに出ていますと、それはそうですね。

それから、先ほど2番目で説明がありましたよね、自分の命は自分でと。こういうことを平気で説明の中に加えていくという。そうしたら、この人方はどうするのですか。在宅で介護が必要だ。こちら辺はもう少しきちんと、自力で来た人については3番目で言っていますよね、エリアの区分をしたり渡島医師会に要請中で、こういう方々とチームを組んでやりますと。わかりますけれども、私が言いたいのは、避難所にたどり着くまでの間をどうするのですかということなのです。

ここの部分、もう少し具体的に、1番の問題については具体的に、ここの避難一覧の中に地区別に分けていますけれども、地区別に何人、具体的に福祉避難所の対象者はこういう具体的な形態の人方ですと言っているようなものと数と、地区別にもう一度お願いしたいと思います。

それから、2番目、これはいろいろ周知の方法ですけれども、さっき聞き取れなかったのですけれども、全町的な整備をする。今、大沼地区で23カ所ありますね、防災行政無線屋外拡声装置。これは全町に設置する考えがあるかどうか。峠からこっちのほうはないものですから、やはり周知に時間がかかるということであれば、やはりこちら側にも設置をして、同時にそういう災害の情報を七飯町民全体が共有するという、そういう形をとらなければ私はまずいのではないかと思う。

そういう意味で、こちら辺を全町的に設置する必要があると私は思いますので、計画があるかどうか、それについてお願いします。

**○議長（木下 敏）** 田村議員、今の2問目の全町的な計画のところは先ほど答弁の中で、全町的に整備を計画しているということは言っていたもので、もし、それのもっと詳細を聞きたいのであれば、詳細という再質問でお願いします。

田村敏郎議員。

**○5番（田村敏郎）** 冒頭、ちょっと私聞き取れなかったということは言ったのですけれども、やるということであれば、いつまでにやるのか。具

体的にいつまで、検討するというのはわかるのです。いつまでにやるのか。検討中に災害が起きたら大変な話ですよ。具体的にいつまでにやるのか、これをお示しいたきたい。

それから、三つ目、避難したときにどうするか。私は避難行動、避難のおくれ云々という説明がありましたけれども、やはり災害の時間帯、早朝、昼間、夜、深夜、いつ起きるかわからないのです。そういう中で、やはり一定程度、行政としても万が一の災害の想定というものを、深夜なんていうのは本当に大変な問題だし、あるいは早朝も大変でしょう。あるいは昼間であれば学校に行っていたり、保育所に行っていたり、家族がばらばらになっているという、いろいろな状況が生まれてくる。

そういう中で、やはり避難方法、特に早朝だとか深夜だとか、こういったときにどう考えているのか、もう一度教えていただきたいということ。

それから先ほどもちょっと言ったのですけれども、一旦一時避難所に行くのか、直接福祉避難所に行くのか。こちら辺が先ほど1番でも指摘したのですけれども、私はどこに行けばいいのだろうということ。それをどう考えているのか、教えていただきたい。

それから、七飯町の避難場所一覧を見ますと、災害の種類によって身近な避難場所に避難できない状況があります。これです。例えば、大沼多目的会館は福祉避難所ですけれども、災害に伴い発生する火山現象の避難には適さない。そういうことになって、こういった場合、では福祉避難所の対象者は、どこにどうやって行くのかということ。

それから、同じ避難場所一覧では、6種類の災害に対応する考え方でやっています。避難所を見ていきますと、七飯町内全体に70カ所の避難所が指定されているというか、あるのですけれども、6種類に対応できる避難場所が18カ所、それから5種類に22カ所、4種類に対応できるのは19カ所、3種類に対応するのが11カ所。この11カ所で554人が収納可能だという、そういう状況になっている。



この3種類の対応できる施設というのが主に火山や地震に適さないのです。外れているのです。ということは、大沼から峠下のほうまで来ると、峠下のほうは直接ないかもわからないのですけれども、防災マップからいくと、風下になれば何メートルかの火山灰が降るといことです。1メートルぐらいでしたかね、僕はちょっと記憶がないですけれども。

そういうふうな、全部6種類に適応させるとは言わないですけれども、適さないところに適さない災害が起きた場合、どこに逃げるのかということをはっきり町民に周知していかないと、混乱はすると思うのです。町民の安全安心は確保できないのではないかと思います。

それから、峠下の道の駅の問題ですけれども、洪水に適さないという表記になっているのですね、ここでは。これは、どういうことかと言うと、50センチから3メートル未満の洪水になる予測をしている。でも、道の駅というのは、地元のみならず観光客、あるいは遠方から車で来ている。避難場所になっているということになれば、安全だと思うのですよ、わからない人は。でも実際、よく見てください、外れていますよ、洪水になったときには外れていますよと言っているものにもならない話なのです。

だから、多くの観光客の車移動についての、もし入っていた場合、どういうふうにしていくのか。まだ洪水になりかけのときにやるのか、その判断というのは非常に難しい。それから、大沼のほうから来る、こっちのほうから来る、集まってきたときにどうやって移動をさせていくのか。これについてもちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

それから、鶴野の地域センター、七飯町の避難場所一覧では洪水に対応できないことになっていますけれども、防災マップでは50センチから3メートル未満の洪水になると。避難所になっていない。ですから、避難所一覧ではこうだけれども、防災マップではこうだという、全然違うものが出てきている。

それから、もう一つ気になるのは、防災ガイドマップがありますよね。この中で津波が出ていま

す。この津波というのが、七重浜の第一波到着時間は71分、そして最大水位が4.7メートル、そういうふうになっています、これでは。七重浜のずっとあれになっていますけれども、実際、この部分の津波の河川遡上についての被害はないのですか。

東日本大震災では、河川を遡上して、大体時速40キロというのですけれども、上がってくるのですよね。障害物がないから、本当に早く上がってくる。そうしますと、久根別川河口から豊田付近、あるいは久根別川河口から鶴野付近、あるいは久根別川河口から昆布館付近、峠下ですね、この部分についての到達時間だと水位だとか、こういったようなものは全く検討されていないのかどうか。

防災ガイドマップを見れば、なかなかそこら辺まではやっていない。七飯町は津波の影響を受けない。そういうような認識を町民を持っていますよ、これを見ていれば。

やはりこれはきちんと、実害がないのであれば実害がない、大きいあれはあるかもわからないですけれども、ここに記載されている71分で七重浜に到達して、最大水位が4.7メートル、ここで来ますよと。それを例にとって豊田、そして鶴野、峠下、こういったようなものには大体このぐらい何分で、このぐらいの高さのものが来るという予測を載せても私はいいのではないかと。これが全く出てきていない。そういう、これについての見解を聞きたいと思います。

それから、避難生活、どれぐらいの日数、さっき3日とか何とかといろいろあると思うのですけれども、大体どのぐらいを想定しているのか。福祉避難所の対象者の特異性に応じた生活をするために、例えば離乳食や液体ミルク等、生活に必要な物資を現在備蓄しているのかどうか。避難する人が持ってこないとだめだという話なのか。特に、福祉避難所、この部分については、私は一つの大きな問題になるのかなというふうに感じています。

それから、もう一つ、一番気になるのは、避難所に指定されている70の施設がありますけれども、トイレを水洗化しろとかそういう話ではない

ですよ、避難した人が最低でもトイレに入ったときに立ったりしゃがんだりする手すり、これが必要でないかと思うのです。そこで、そういう立ったりしゃがんだりできる手すりがついている避難所は何カ所あるのですか、70のうち。これを教えてください。

それから4番目です。ホームページだとかいろいなるもので全戸配布をしますとかとなってますけれども、具体的に、今検討中だとかというものがありますけれども、先ほどもちょっと私申しましたけれども、ここでマル急という、この避難場所一覧では緊急指定避難所というのです。防災マップでは指定緊急避難所というのです。そして、七飯町地域防災計画（資料編）では一時避難所ですよ。同じマル急の文言の表現ですよ。どういうふうに違うのか、私もちょっとわからないですけれども、緊急指定避難所と指定緊急避難場所、それから一時避難所と、その3通りの表現がある。

それから、マル指とありますけれども、指定の指ですね。これは避難所一覧では指定避難所、防災マップでも同様になっています。それから福祉のほう、これも避難場所一覧では福祉避難所、防災マップも福祉避難所。そして、地域防災計画でもそのようになっている。

そうすると、最初の文言だけが3通りあるというのは、やはり町民が見る上ではどういうふうに違うのかと。これはやはり表記を統一して、きちんとした形でやるべきでないかというふうに思います。

それから、防災ガイド、こちらのほうも広域避難所という表現も出てきている。主に小中学校のグラウンド、ヘリポートの関係だと思うのですが、こういうものをきちんと載せるべきではないですか。こういうものはどういう目的で、そういう表現をして、どういう使われ方をするのかというものをきちんと整理すべきでないかと思います。この考え方について、お聞かせ願いたいと思います。

それから先ほど申しましたように、マル急の中で緊急指定避難場所、これは避難場所一覧の中で出ていますけれども、この説明が、災害が発生

し、また発生するおそれのある場合に、その危険から逃れるための避難場所をいう。屋内・屋外と、括弧して書いてあります。それから防災マップでは、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、緊急に避難する場所だという。そういう似たり寄ったりのニュアンスだけれども、これもきちんと整理して、あくまでもこれは町民が読むという前提で物事を考えていかないと、私はまずいのではないかと思います。

それから先ほどもちょっと言いましたように、福祉のほうの避難場所のほうですけれども、避難場所一覧では、要配慮者等が避難生活を送る際に特別な支援等を受けられるよう保健師、相談員を配置した施設をいう。防災マップでは、高齢者、障害者のほか、妊婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障を来すため特別な配慮の必要な人のための施設と、こういうふうに書いている。私は防災マップのほうか幾分、避難場所一覧の説明よりもより町民にとっては身近に理解できる表現ではないかなと思います。

やはり、防災関連、確かに町はいろいろな箱物を東日本大震災以降、考えてきたかもわからない。つくってきたかもしれないのですけれども、実際つくっても、いわゆる町民の命、魂がそこに入らないとだめなのです。避難しないとだめなのです。避難できるか、できないかなのです。

一生懸命、東日本大震災以降、こういうものをつくりました、ああいうものをつくりました。そうでしょう、確かに。だけれども、実際は、三つの災害にしか対処できない、そういう施設もあれば、6種類に対応できる施設もある。それは何かというと、やはり避難場所でないところにも平気で避難場所の文字があるとか、そういうことでやはり建物でなくて町民の命なのです、我々が守るべきものは。そして、万が一のときにしっかりと町民の命を守る。これがやはり一番行政に課せられた使命だと、私は思うのです。

そういう意味からすると、もう少しハザードマップができましたと新聞にも出ていました、改訂済みと。わかりますけれども、しっかりとこういう町民の側に寄り添った防災マップなり防災ガ

イドマップなりをしっかりとつくって、私が当初お願いしたような、誰が見てもわかりやすく、避難時に混乱することのない、そういうものをつくっていただくことによって、町民の命、財産、こういったようなものがしっかりと守られると思いますので、今まで御指摘した部分についての再答弁をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 1時まで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員の再質問に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、再質問につきまして答弁してまいります。

まず、基本的に福祉避難所の対象者のことなのですが、対象者の福祉避難所の収容方法といえますか、手順なのですが、まず一般的な指定避難所というところに要配慮者の方も避難していただきまして、そこで福祉避難所の準備が整い次第、福祉避難所のほうに移っていただくというようなことで現在は考えてございます。ということですので、要配慮者の方は指定避難所に避難していくというのが基本的な流れとなっております。

また、要配慮者の把握についてでございますが、最初の答弁でも申しましたとおり、災害対策基本法という要配慮者の名簿を作成してございます。災害対策基本法という要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者となっておりますが、その特に配慮を要する者の中に、妊産婦や外国人なんかも最近は入ってきてございます。

これにつきましては、町で押さえている数字等について、先ほど再質問でありましたけれども、数字といたしましては全体的には、先ほど言ったように高齢者全てとか、乳幼児ですから就学前の子供、5歳以下の数だとかをトータルすると7、

000人を超えるような名簿となっております。

では、福祉避難所の対象はどうやって把握するのだという話なのですが、そこは避難を1回されてから福祉避難所に収容するかしないかという判断をしますので、何人が福祉避難所に入るのだという数字は押さえてございません。というか、押さえられないということになります。

ただ、障害がある方とかは確実に福祉避難所に入る要件に合致するというのが、もう既にわかっているものもあるので、そこはこれから確実に把握をしていきたいと考えてございます。

また、家族等も福祉避難所に収容されることですから、今164人で七飯町は福祉避難所の人数を捉えてございますが、到底足りるものではないと思ってございます。これにつきましては、町内の福祉施設、あと学校、それから医療機関、宿泊施設等とこれから協議を行ってまいりたいと考えてございます。

また、ほかの町でも、この福祉避難所の問題は皆さん防災の担当は頭を悩ませておまして、北海道でも、福祉避難所が足りない場合、広域に避難するというのも決めておりますので、ほかの近隣市町村等々と協議いたしまして、広域に避難するというのも考えてございます。

あと、要配慮者の把握についてなのですが、要配慮者の中でも避難行動要支援者、避難が自分で困難だという把握なのですけれども、これは今まで介護だとか、あと障害ある方、それから高齢者のひとり住まいの方等を避難行動要支援者として捉えていたのですが、これでは実際の災害のときに確実に、単身世帯の高齢者でも一人で避難できる方も当然いるということですから、避難行動要支援者にはならない可能性があるということでも、確実にもっと押さえたいということもありまして、私たちの課では来年度に向けて、先ほど言った要配慮者は7,000何人いるのですが、要配慮者に対して全て個人宛てに手紙というか同意書みたいなものを送って、避難行動が困難であるということを同意していただくこと。

何で同意が要るかという、災害があったときにすぐに助けに行けるのは消防だったり、警察

だったりとか、あと周りの町内会の人とか民生委員とかというところが一番最初にたどり着ける場所です。役場の職員も近くにいれば行けるのですけれども。中心的になるのは、やはり町内会だったり消防、警察、自衛隊ということになります。普段から警察とか消防もそういう人方の名簿がやはりあったほうが、普段からどういうふうに助けに行くかという想定もできると。

また、その対象者がどのような状況であるか、もっと言うと部屋の中の1階にいるのか、2階にいるのか、寝室はどの辺にあるのかというのかわかれば、すぐに救助できるというようなこともございまして、その辺も含めて個人宛てに全て、そういう機関に提供してもいいですかという同意とともに、その人の病状だったりとか、かかりつけの病院だったり、緊急連絡先だったりということを個別に整理していく準備を進めてございます。

それがわかると、本当に七飯町の中にどれくらい避難するのに手助けする人がいるのかというのがはっきりわかってくるのではないかなと思ってございます。

それに含めて先ほど言った病状等を捉えることで、福祉避難所にどのぐらいの人数が必要なのかということになると思います。ただ、164人といいますが、その災害ごとに、全町的に2万8,000人が避難するような災害があった場合は町の避難所自体も使えないということになるので、そうなったら先ほど言いました広域の避難、函館市に避難するだとか、そういうようなことになると思います。

避難所の不足等については、先ほど言いましたとおり、広域的な避難だったり、福祉施設については特に福祉避難所としては、既に専門のスタッフがいたりだとか、既に物というか装備というか、施設の物が整ったりということで非常に有効であるとは考えてございますので、施設の入所者の状況等ともございまして、その辺はこれから協議を進めていきたいと思っております。とともに、個人の状況をこれから把握していくことに努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、防災無線の整備についてでございます。防災無線は、1回目の答弁で言ったとおり

全町的に整備するように計画して、夏ごろには全町でスピーカーのテストをやって、結構大きな音を全町に鳴らして、音の記憶がある方もいると思いますけれども、そのテストが今終わりました、整備を全町的に計画してございます。

時期なのですが、令和2年度から3年度の2カ年にかけて実施していきたいと考えてございます。

続きまして、早朝の時間帯等の避難についてなのですが、現在、国がお知らせするJアラートという仕組みがございまして、これはどういふときに鳴るかという、軍事的なミサイルが注目されましたけれども、それ以外で気象特別警報といわれています雨の特別警報だとか、あと地震、噴火についても気象特別警報に入っているのですが、それらの事象が起きたときは国から自動的にJアラートというのが発生されて、町の防災無線だったり、緊急速報メールですか、携帯にメールが自動的に配信される。だから、夜中でも早朝でも役場に職員がいなくても、自動的に事象のお知らせは発信できるというような仕組みになってございます。

先ほど言いました防災無線の全町整備が整いますと、それによって全町の町民に情報が伝わるという仕組みになると思います。防災無線が2年度から3年度ですので少しの間ちょっと時間はいただくことになるのですけれども、防災無線のない間は携帯電話がない人はどうするのかという話になるのかもしれないけれども、緊急速報メールで全町の町民には対応していくというような、夜間、それから早朝等に関して職員がいなくても、そういうような方法でお知らせしていくことになるかと考えてございます。

また、道の駅の洪水の可能性がある場合の避難所の考え方についてなのですが、道の駅は人が集まる場所でございますので、周知は重要だと考えてございます。先ほど言いました防災無線の整備にあわせて道の駅も含めて人が集まるような施設に関しては、大きなテレビに防災の情報を流せるような仕組みも一緒に整備してまいろうと考えてございます。

また、先ほど1回目の答弁のときにA3の紙

に、この避難所はどういう避難所で、どういう災害に対応していますということを張り出すということを今準備していると申したのですが、そのような感じで道の駅にも、この避難所は洪水のときは対応していませんということをはっきりうたったようなものを掲示していくというようなことを考えてございます。

それと、重ねてになりますけれども、防災無線が整備できれば防災無線で、特に道の駅等は繰り返しそういう災害が迫っていますから、ここは危険ですから移動してくださいということで周知していくということで対応してまいりたいと考えてございます。

あと、鶴野地域センターにつきましては、向かいの鶴野会館より少し土盛りして建ててあるという現状でございます。高さにして1メートルから1.5メートルぐらい高いのでないかなということ、この前、雨のハザードマップが50年に一度から1000年に一度ということで、想定雨量等も変わったハザードマップが出ております。それによりますと、鶴野地域センターあたりでは0.5メートルから最大3メートルの水が来るというような表記となっておりますけれども、先ほど言いましたとおり鶴野地域センターは高さがそれなりに上がってございますので、洪水が来たときに直接すぐに危険が及ぶ避難所でないという判断でございまして、ハザードマップが変更された後も洪水に対する避難所として残している経緯がございまして。

それから峠下につきましては、峠下の地区の避難所につきましては、火山灰の降灰が来るのではないかとということで、だけれども火山の避難所になっているということなのですが、大沼も火山灰が来るだけでは火山の避難所から除外はしてなくて、除外していないというのはあれなのですが、火山灰は風向きによって函館まで届くような被害の種類だと考えてございます。駒ヶ岳の先ほど言ったハザードマップに関しても、火山灰は全部に降る可能性があるということでございます。

大沼地区の避難所はなぜ火山の避難所から除外しているかということなのですが、これは

火砕流とか土石流とか、そういう危険性がある地域だということで、大沼地区に関しては除外しているということでございまして、峠下については火山灰のみが危険性がある。火山灰だけの危険性のある避難所については、火山の避難所として対応するというような考え方で、峠下は火山の対応する避難所だということで考えてございます。

あと、津波の河川遡上につく豊田地区等の久根別の逆流のことなのですが、これが北海道が策定します津波ハザードマップについて、これは津波ハザードマップの結果が防災ガイドマップ、これと同じものにも載せてございますけれども、久根別を遡上してきて函館新道をちょっと超えたあたりで久根別はとまるというようなハザードマップの予想となつてございまして、七飯町で一番近い豊田地区に関しては津波の影響はないという予想でございまして、そこは七飯町では想定していないという結果になってございます。

あとは、避難の日数については、災害の種類によって期間は変わってくると思いますので、ただ、防災の考え方としては3日以上続けば長期的な滞在になってくるというような考えでございまして。

緊急指定避難場所と指定避難所ということ先ほどから申して、緊急指定避難場所は一時的に逃げるところ、指定避難所は滞在するところだということなのですが、一時的にとはどのくらいだということもあると思うのですが、それはやはり3日以下というか、長期に及ばない避難、そこは3日程度を境目に考えてございます。

ただ、その災害によってはいろいろなパターンがありますので、一概には言えませんけれども、基本的な考え方はそういうような考えで進めてございます。

あと、トイレの手すりにつきましては、申しわけございません、今の段階で全部は調べ切れてございません。ただ、福祉避難所に関しては、福祉避難所を指定する際にトイレの手すり、バリアフリーの中の一つであると思うのですが、トイレの手すりなんかも条件に入れてございますので、福祉避難所につきましては、全て手すりがあるのは確実なことでございます。

あと、マップ等の文言ですけれども、これは御指摘のとおり、いろいろな言葉があるのは認識してございます。ただ、全国で災害が起こるたびにいろいろな言葉が新たに出てきたり、ちょっと変わったりということで、七飯町がそれにきちんと即座に対応していなかった面もあると思いますけれども、今後は注視しながら確実に文言を統一するなど、注意しながら取り組んでいきたいと考えております。

ただ、紙とかでつくってしまうと、どうしても災害ごとに言葉が変わってしまいますので、古い言葉が残ったりする。先ほど言いました広域避難所なんかは今言葉としては存在していない避難所なのです。そういうのもありまして、存在していないというのは防災上に言葉として、そういう避難所はないということなのです。ないというか、定義されていないということになっています。なので、その辺もあわせて統一してまいりたいと考えてございます。

あとは全体的な話になってしまうのですが、田村議員がおっしゃるとおり、わからないことが町民の方は多いということは、すごく認識してございます。1回目の答弁のときにも言いましたけれども、いろいろな広報の方法を使って、広報誌に連載していることもあったり、あと町内会等、住民の組織に対して防災講演なんかも、今年で7回ぐらい行っております。そういうものを通じて、もっと防災のことをわかっていただいて、知識を高めていただければ、もっと防災に強い町になるのではないかと考えてございますので、御理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点か再々質問いたします。

まず、確認しておきたいのは収容方法ですけれども、これについては指定の避難所にみんな集まるという中で、福祉避難所のほうに割り振りするといえはおかしいのですけれども、そういう必要な方は行くのだということで、これは誰がどこするのかということですよ、問題は。それについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、話を聞いていきますと、要配慮者、高齢者、障害者、乳幼児、特に妊産婦、それから外国人というようなことで大体7,000人を超えるのではないかというようなことで、これからいろいろな部分で個人宛てに通知したり、絞っていくとか、具体的な福祉避難に該当しそうな人を絞り込んでいきたいということで、これはやはり早急にやらなければ命にかかわる。要は妊婦にしても障害者にしても、あるいは透析を受けている人にしても、いろいろな形で福祉避難の該当になるような方ですので、何とか早急に絞り込んでいただいて、164というものは恐らく私は全然足りないということであれば、それなりに、先ほど説明では七飯町全体で起こる災害というのは確かにそうなのです。部分的にしろ、町内全体で165の部分しかないというのは、余りにもちょっと少ないとか、あるいは指定避難所の中にももうちょっと福祉避難できる場所のエリアを拡大していくとか、そういうような配慮とか、そういうものも早急に検討していただきたいと思います。

それから、防災行政無線屋外拡声器、これについては令和2年から3年にやるということで、私としてはもう少し早く、2年から3年というのはわかりますけれども、その間に起きたらどうなのだという、先ほど防災のいろいろなそういうものを当座使うというのはわかるのですけれども、やはり町民にとっては、そういうものからすぐ情報が入ってくるというようなことで、早急に、確かに2年から3年というのはわからないわけではないですけれども、もっと早く、特に防災に関しては、いついかなるときにどうなるかということを考えると、もう少しスピードをつけていただきたいと思いますけれども。

先ほど説明の中ではJアラート、こういうもので職員がいなくても云々とありましたけれども、そうすると逆に言えば、これはJアラートに基づいて職員が動くという話ではないと思うのですけれども、そこら辺の誤解が私にあるかもわかりませんので、やはり常時職員は情報収集、あるいは情報に敏感でなければならないということから、確かにいなくてもという一つの表現だと思えます

けれども、もう少しJアラートと防災の職員のかかりとといいますか、そこら辺についてもちょっとお話をいただきたい。

それから、大沼多目的会館は、これは除外するというのはわかります。そうすると、大沼地区の部分で先ほど1回目の質問しましたけれども、どうやってどこにということ、峠下のほうにとかく来てもらうということなのか。あるいは、以前は婦人会館に集まって、婦人会館からバスであれするのだというようなことも昔ちょっと言っていましたけれども、今現在、多目的会館がだめだということであれば、どうやって自分のことを自分でやれと言うのか。あるいは、どこかで集まって、その中から輸送しましょうという考え方なのか。そこをもう一度、お話をお願いしたいと思います。

それから、道の駅、モニターを整備したいということなのですけれども、これについても私は早急にしてもらいたいと思うのですけれども、具体的にA3で出すというのも結構ですけれども、モニターの整備については具体的にいつ考えているのか。その部分について、ちょっとお話をさせていただきます。

それから、鶴野の地域センター、これは先ほど土盛りが1メートルで、洪水については50センチから3メートル、土盛りがあるからというようなことですが、実際、あそこは孤立してしまうのです、あの周辺はあそこだけが幾分高いということで。そうすると、なかなか、それであればもっと早目にどこか安全な場所に、洪水に限ってですよ、そこにという確かにしているけれども、例えば2メートル、こういう議論はしたくないのですけれども、2メートル、3メートルになれば全然役に立たないわけですから、1メートルであれば、どちらにしても救助に行かなければだめなのですよね。そうであれば逆に、最初からこっちのほうにとか、緑町の会館のほうにとか、あるいはどこかとかというような具体的な指示を出されたほうが私はいいかと思えますけれども、そこら辺の町としての考え方を再度お聞きしたいと思います。

それから、避難所の関係ですけれども、手すり

の問題、今ついている、ついていないというのはわからないというか、そこら辺は手すりがついているか、ついていないかの数は承知していないということですが、これは私は避難所というのは、ほとんどが公共施設ですよね。

そうすると、いろいろな活動も平時やっているわけでありますから、これについては避難所イコール公共施設ということを見ると、早急に私は手すり、実際防災担当のほうということでないかもしれませんが、最後に町長のほうに、その部分については防災と公共施設という意味からすれば、どっちがどっちではなくて、手すりは、これからやはり高齢化がますます増えていくということを考えれば、トイレのしゃがむ、立つ、これはなかなか正直言って私も大変です。

そういうことを考えれば、もっとほかの町民の方もつらい思いをしながら、いろいろ用意をされているのではないかと思いますので、何とか私はこのトイレ、水洗云々ではなくて、手すりをつけてしゃがむ、あるいは立つ。この部分の最低限のものを早急に各公共施設につけていただきたい。これは当然必要で、なければならぬものだと私は認識しておりますので、その部分についてちょっとお話を聞かせたいと思います。

それから、最後になりますけれども、4番目で、ここに災害に対応できない、できるとありますけれども、私は六つの災害というマークがすぐいいと思うのです。避難所に、このマークを大き目のをつけて、適さないところはバツテンを書いてくれると。そういうふうになると、行ったときに、何かの都合ですよ、避難で行ったときは間に合わないのですけれども、行ったときにはわかると思うのです。ここは津波とあれは対応しないとか、洪水はここだめだとか、こういうものをつくって、バツテンにして貼り出すということと。

それからやはり避難場所のみならず場所場所に、町内のそういう避難場所だとか、できれば貼り出すとか。特に外国人、先ほども出ましたけれども、要配慮者の中に外国人も最近入ってきているというような話もありましたので、特に大沼だとか、あるいは先ほど道の駅も出ましたし、もつとあかまつ公園であるとか、そういうところに貼

り出すとか、もっと町民に避難に対する喚起を促すような、そういう周知をするとか、町内会が具体的に動けるような、町内会に対しての説明会をどんどんしていくとか、そういう考え方をお持ちでないか、お聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、今の質問に対して回答してまいります。

初めに、福祉避難所に収容される方の指定避難所からの移送といえますか、移動についての判断を誰がやるのかという質問であろうと思います。

これは、以前は医師とか専門の知識を持った人が判断するというようなことになっていたのですが、実際問題、避難したときにすぐそういう人が整わないという現実が全国の災害を受けてわかってきているということで、国のガイドラインでは、簡単に普通の職員でも判別をできるようにということで、簡単な判断基準の例が示されています。

その中には、寝たきりの方とか食事や排泄、移動が一人できない方は福祉避難所に行くべきだろうと。あと、福祉避難所の中でも障害と言われる部分、発達障害も含めて半身麻痺とか知的障害、視覚障害、骨粗鬆症なんかもケースにあるのですが、そういう人は福祉避難所の中でも個室が必要な方であるということは、今言った症状等は障害ある方とかは手帳で確認できますし、それは職員等であれば誰でも判断できるであろうと。一般の指定避難所に来た避難者に関して、そのような症状がある人は専門家の判断を待たずに福祉避難所に移動できるというようなガイドラインが示されているところです。

ただ、福祉避難所に行った後に専門の人員がいなければ、そこは移動しても意味ないことなので、その関係はございますので、医師と専門の人が来るスピードと福祉避難所の開設のスピードというのが大体同じぐらいのタイミングに実際的になってしまう可能性があるのですが、そこはそういうような対応をしてみたいと考えてございます。

それから、防災無線等についての時期なのですが、令和2年度か3年度ということで、私

たちもできるだけ早急に整備したいということで考えてございます。これから防災無線に関しては発注の契約等々、来年度にかけて始めていくことになりますので、その中でできるだけ早く整備できるような感じで考えていきながら、そこは進めてまいりたいと考えてございます。

また、道の駅の掲示に関しても、さっきテレビでそういうのをつけると言ったのですが、これに関しても防災無線の事業の中に、防災無線と連動して動くようなシステムを考えてございますので、それも防災無線の時期が早く終われば、そっちも早く整備できるということなのですが、今、紙でつくって紙で貼ってくれば、すぐできるので、そういうのはなるべく早く対応してまいりたいと考えてございます。

あと、Jアラートで通知するという話のところで、職員のことなのですが、Jアラートの話をしたのは夜間とか早朝というか、職員がいないときには、そういうやつで周知しますということだったのですが、職員につきましては、地域防災計画というものがございまして、その中では第1種配備体制といえますか、職員がどういうときに役場に集まって、災害の対応をするかというのが決められてございまして、それが震度4の地震、それから噴火であれば警戒レベル2が来れば、関係部署の職員はまず出てくるというのが決まっております。それが夜間、早朝等構わず、そういう情報が出た時点で情報防災課、総務財政課、それから土木課等、役場に集合するような計画になってございまして、それについては職員も認知しながら業務をしておりますので、御理解いただければと思います。

大沼地域の噴火の際の輸送なのですが、これは先ほど言いましたように、前は婦人会館に1回集まってということだったのですが、いろいろな噴火の風向き等々、それから火砕流等の流れについても、その日、婦人会館が使えるかどうかもあるので、逆に言うと固定しないほうが良いなと思っています。その噴火の状況等を勘案しながら、防災無線等を使って、大沼の人に周知していけたらと思っています。

今年の駒ヶ岳の避難訓練は、各会館から真っ直



ぐ文化センターまで避難するというような訓練も行ってございます。そのように、大沼の方にも火山に対しての対応について、周知してまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

鶴野会館につきましては、先ほど言ったとおり土盛りしてあるから今は除いてなかったということだったのですが、先ほど言いましたとおり1000年に一度の雨のハザードマップが出てきており、再度検討する必要があるところではないかということも認識してございます。これは鶴野会館以外に関して、全ての避難所に関してもございません。

ただいま、従来から申しておりました地域防災計画の見直しを行っているところで、今パブリック・コメントが終わったところでございます。これから防災会議というものにかけて、防災計画を確定していくところなのですけれども、その防災会議等の際に、もう少し専門的な方からとかも意見をいただきまして、鶴野地域センターも含めました避難所の対応について、もう一度協議をしてまいりたいと考えてございますので、少々お時間をいただければと思います。

あと、福祉避難所の数は先ほど言いましたとおり、私たちも不足していることは十分認識してございまして、具体的に先ほど言った障害等がある方で個室が必要な場合が多いということもございまして、それらについては学校の普通教室はなかなかあれですけれども、特別教室だとかそういうところも使っていただけらと思っています。

あと文化センター等も会議室が多いので、今の文化センターとか、それから大川コミュニティセンターとかというところの福祉避難所の人数の算定は、畳の部屋を考えているのです。なので、指定避難所と福祉避難所が併設しているところは、大沼の多目的会館もそうですが、畳のスペースでどのくらい避難できるか、福祉避難所として機能を保てるかということで、収容人数を算出してございます。

逆に言いますと、大沼の新しい出張所は今100人というところなのですが、あれは建物全体を福祉避難所として使おうということで、その床

面積から割りまして100名程度と。そこは畳等が特に考慮されず全体を、いろいろなケースがございまして、それにあわせてほかの避難所についても個室等で福祉避難所として活用できる面積があるところがございますので、そこはもう1回見直して、福祉避難所については考えてまいりたいと思っております。

あと、先ほども言いましたけれども、それに加えて民間の施設というか、老人の福祉避難施設、障害者の福祉避難施設は町内にたくさんございますので、その辺に関しても協議して行って、災害時等々使える可能性あるかどうかというのを含めて、できるだけ確保してまいりたいと考えてございますので、御理解願えればと思います。

会館に貼り出す避難所の表記について、今準備しているということで、その中でバッテン書いたらすぐわかりやすいのではないかという意見をいただきました。私たちが今準備していたのが、バッテンではなくて、本当にこのまま三つなら三つという感じだったのですが、言われたとおりバッテンにしたほうがすぐわかりやすいというイメージが出たので、そういうように直して作成し直したいと思っております。

外国人等に関しては、先ほども申したとおり、駒ヶ岳の協議会とパンフレットを今作成したりとかしてございます。ただ、全部の言語にとかそういうのは、多言語というのはすぐ対応が難しく、ほかの町もいろいろ苦慮しているところがございます。

これは全道的な市町村が結構そういうケースが多いということで、道庁のほうもいろいろその辺に関しては、道の国際課等と話して何か対応策はないかという話もいただいております。そのような動向も考えながら、ただそれを待っているだけではなくて、七飯町としても、これは1回目の答弁と重複しますけれども、喫緊の課題だと思っています。町のホームページを多言語化するということは、現在、具体的な対応として計画はしてございますけれども、それ以外にもできることはすぐにやっていくように考えてございますので、御理解いただければと思います。

私からは以上です。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） それでは、手すりの関係の避難所イコール公共施設ということからすれば、当然私のほうの意見ということで頂戴いたしましたので、お答えをしてみたいというふうに思います。

今、高齢化社会というように言われていますけれども、もう少しすると団塊の世代が75歳を超えてきて超高齢者社会という、そういう社会になっていくというのは目に見えているわけであります。

そして、例えば役場なり文化センターのトイレは手すりはついていないですよ。多目的トイレについてはついてはいますが、一般の男女別のトイレには手すりというものがついておりません。そうすると、公共施設も私、イコールだというふうに思っております。多目的トイレ以外については、手すりはついておりません。でも、手すりというのは、やはり必要だというふうに思います。

そして、特に和式のトイレ、これは座っても起き上がってこれないですよ。立ち上がってこれないのです。私も一度足を折って、そういう思いは十分感じましたけれども、今で言えば、役場の和式のトイレもありますけれども、和式のトイレは特にそうです。

でも、もっと超高齢化社会になってくると、洋式でもそこから立ち上がるためには、手すりがあるとちょっと楽に立ち上がってこれるのかなという、そんな思いを議員が質問されている中からそんなことを感じました。

そういう意味では、和式を洋式に取り替えるということも当然必要なことだろうと思いますし、あわせてそこに手すりも設置していくというのが重要なことだろうというふうに思い、大変貴重な御意見として頂戴させていただきます。

ただ、すぐやれという、災害はいつ来るか、必ず来るということでもありますけれども、なかなか財源の問題もありますので、財政状況を鑑みながら、できるだけ早い時期にそういったもの、あるいは特定財源、福祉の関係でのなのか、あるいは公共施設としての特定財源の関係もよく探しながら、

できるだけ早い時期にやっていきたいというふうに思います。

それともう一つ、今回のこの災害時の関係の質問を通して、今、田村議員のほうは安全安心の町というのは自分たちの使命だと、町民の生命、財産を守るというのは使命だという言い方をしました。もちろんそうでありますし、私は何度か議会の場でも申し上げましたけれども、町長の仕事もこれは町民の生命、財産を守るのがまずは第一だというふうに、その認識を持ちながら、これからも安全安心のまちづくりに向けて頑張ってもらいますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 傍聴人に申し上げます。私語をお慎みください。

通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、通告にしたとおり3問ございますけれども、一番目を読み上げてまいります。

災害時に備えて町が保存する非常食品等についてというテーマでございます。

発電機や毛布等、災害等に備えて様々なものを町は備蓄していると思うが、その中で特に重要と思われる食料品等、いわゆる非常食に関してその保管状況等について次の点を伺いたい。

五つ、項目を挙げております。1番目、現在、備蓄している非常食品等の種類。例えば、アルファ化米であるとか、乾パンであるとか、カップ麺であるとかということです。その種類ごとの賞味期限はどうなっているかということです。

2点目は、その種類ごとに異なると思われる賞味期限等はどのように管理しているか。また、賞味期限を迎える非常食品はどのタイミングで補充、入れ替えをするのか。

3点目としまして、賞味期限切れとなる非常食品の食品等の処分はどのようにしているのか。あるいは、どのように処分する予定か。

4点目としまして、今後、保存する非常食品に追加を検討しているようなものはあるか。

最後の5点目ですけれども、賞味期限が切れる前の非常食品の入れ替えに当たって、小中学校で

児童生徒等に非常食品の試食体験等を企画するようなことを検討できないか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、1点目の現在備蓄している非常用食品等の種類とその種類ごとの賞味期限はどうなっているのかについて答弁してまいります。

現時点での備蓄食料の種類と賞味期限につきましては、アルファ化米の賞味期限は一番近くて令和2年10月のもの、一番長くて令和7年1月までとなっています。

また、アレルギー対応のアルファ化米も備蓄の種類として用意してございます。

乾パンより柔らかく、普通のパンに近いサバイバルパンと言われているものなのですが、それを備蓄してございます。賞味期限といたしましては、一番近くて令和2年4月のもの、一番長くて令和3年5月のものです。

チキンシチューとクラッカーのセット、賞味期限が一番短くて令和4年3月のもの、一番長くて令和5年12月のもの。

野菜シチューは賞味期限が長い商品となっております。25年保存ができる、缶詰タイプのものとなっております。賞味期限が一番近いので令和24年8月、長いもので令和24年12月となっております。

液体ミルクも備蓄してございまして、令和2年4月までとなっております。

飲料水につきましては、現在2,800本、500ミリリットルのペットボトルで備蓄してございまして、賞味期限につきましては飲料メーカーとの災害協定、防災協定によりまして賞味期限前に飲料メーカーさんが更新してくれるような仕組みになってございますので、町では賞味期限等の管理は行っておらず、飲料メーカーが行っているということになってございます。

続いて、2点目の種類ごとに異なると思われる賞味期限等はどのように管理しているか、また賞味期限を迎える非常食品はどのタイミングで補充、入れ替えをするのかにつきまして答弁してまいります。

賞味期限の管理といたしましては、備蓄食料品を購入した際に、商品の数量や賞味期限を一覧表に整理してございます。その一覧表に基づいて管理してございます。

また、補充、入れ替えのタイミングにつきましては、先ほど申しました備蓄、食料を管理する一覧表をもとに計画的に不足がないように、賞味期限の来たものから必要数の備蓄量を確保するようにしてございます。

続きまして、3点目の賞味期限切れとなる非常食品等の処分はどのようにしているのか、あるいはどのように処分する予定かについて答弁してまいります。

賞味期限を迎える非常用食料の処分につきましては、町内会などの住民組織を対象として実施している防災講演とか、駒ヶ岳の住民避難訓練のとき、今年度につきましては赤松納涼祭、赤松公園で開催される納涼祭のときに来場者に対しまして防災に関するPRをかねてお配りして、消費してございます。

このことから、過去5年間に大量に廃棄処分を行った備蓄食料というのはございません。

続きまして、4点目の今後保存する非常食品について追加検討しているようなものはあるのかについて答弁してまいります。

現在のところ追加する検討はしておりませんが、備蓄食料もさまざまなものが開発しておりますので、入れ替えや補充のタイミングのときにはよりよいものがないかを検討しながら入れかえをしてみたいと思いますので、御理解をいただけるようよろしくお願いいたします。

最後に5点目についての賞味期限が切れる前の非常食品の入れ替えに当たって、小中学校で児童生徒等に非常食の試食体験等を企画することは検討できないかについて答弁してまいります。

児童生徒に対する非常食の試食体験についてですが、防災教育は重要である認識が高まっております。北海道では、1日防災学校という児童生徒に対する防災教育事業を推進しており、町としても今後、積極的に取り組んでみたいと考えております。

なお、今年度は東大沼小学校の登山遠足時に町

の防災担当が同行いたしまして、登山をしながら駒ヶ岳噴火に対する防災の教育を行っております。

1日防災学校の実施につきましては、特に来年度開校いたします岳陽学校についてぜひ実施してまいりたいと考えてございまして、具体的な内容についてこれから協議を進める準備でございます。

このようなことから、単に備蓄食料をただ試食させるというのではなくて、防災訓練や防災学習の一環として備蓄食料試食体験をするということを取り組んでいけると考えてございまして御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕が認識しているよりも非常に進んだ答弁をいただきました、ありがとうございます。

こういう非常食は使わないに越したことはないのですけれども、普段からなれておく必要があるということで、大人はもういいからということではないのですけれども、子供たちにそういう知識をしっかり持ってもらいたいということで質問させていただきましたけれども、自分も山登りの経験を中年からしております、本州の山を登ったときにアルファ米だとか、いろいろなものを持って登って、下で試さないで上でやってみておいしくないとか、食べられないとか、そういうのはいっぱいあるわけです。山登って疲れているときに食べれないものもあるわけです。

その中で食べれたものは漬け物だとか、レトルトのカレーだとか、そういうものです。疲れをとるため、あとは缶詰の桃だとか、そういうものだったので、そういう意味でともに考えていくということで質問させていただきましたけれども、さらに深めるという意味で、もう何点か聞かせていただきたいと思うのですけれども、こういう非常食等に関して町が保存しなければいけないという規定といますか、職員に対するものだとか、町民に対するものだとか、何かそういう規定というか、国の基準のようなものがあるのかどうか。

なくて、町が自分でこのぐらい必要だというこ

とで備えればいいのかどうかという、その点と先ほど言われましたいろいろなアルファ化米だとか、チキンシチューだとか、野菜シチューだとか、そういうものがあるのですけれども、これは大体概算で何人分、何日ぐらい持つものなのか、もしおわかりであれば十分なものかどうかというところで聞いていきたいなというふうに思います。

それと、先ほど言ったいろいろな非常食の選定に当たって職員の方は試食して、十分食べれるとか、最近のアルファ米は非常に性能もよくなって、においその他で食べれないということはないと思うので大丈夫だと思うのですけれども、試食した上で、あるいはこれと、この組み合わせで1食手配ができるとか、そういうような計画的にどうか、試して、1人、2人でなくて、いろいろな人の意見を聞いた上で選定されているのかどうか。

先ほどの答弁の中では常にいろいろな製品が出てくるので検討してるということだったので心配はないと思いますけれども、今の点について再度、質問します。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、再質問について答弁してまいります。

非常食の基準、何日分くらい備えてないかという質問だったと思うのですけれども、国が言っているのは3日分と言われてございます。

ただ、では七飯町としては3日分を備蓄しているのかということでございますけれども、七飯町といたしましては、その災害の規模によっていろいろな想定がございまして、どのくらいの人数がというところもございまして、先ほど言った非常食の種類で、大体合計で5,000食を用意してございます。

これ、災害の規模によってという話なのですが、5,000食ですから1,500人が1日というくらいに該当すると思います。

ただ、その後どうするのだという話なのですが、そこはいろいろ防災協定というものを結んでございまして、例えばコンビニの店とか、道南では七飯町しか結んでございせんけれどもキ

オスクさんとも結んでおりました。弁当等の食料の提供について、防災協定を結んでおります。

そのような協定を活用しながら不足分の食料等については、もし災害があつて必要な場合は準備してまいりたいと考えてございます。

大規模災害になりますと、先ほど田村議員の答弁の中にもありますが医療チーム等が派遣されるのと同様に国等からプッシュ型というか、押しつけ型と言えはおかしいですけれども、食料等が届きます。胆振東部のときでは2日後とかに届いているような感じもあります。

そういうこともありますので、全体的考慮しながら七飯町で3日分びしと備蓄するというよりは、いろいろなものを使いまして不足なく準備していきたいと考えてございますので、御理解願います。

あとはアルファ化米とかの試食等を試しながらおいしいものを選定しているのかという御質問だと思つたのですが、確かに十数年前はすごくアルファ米というのは味が悪くて不評だったという経緯があつたと記憶してございます。ただ、最近先ほど言いました防災訓練等で住民の方に食べていただいたときにとてもおいしいということを感じていただいております。

なので職員等が試食して、種類を増やしていくということはしてございませんので、そういう住民の方に食べていただく機会があつたときに意見を聞きながら、今のところすごくおいしいということをしていただいておりますので、いろいろな味の種類とかなつていきましたら、そういうのを少し変えて備蓄していくということはすると思つたのですが、備蓄の期間が長くなってくる、賞味期限が長くなってくればそういうのにシフトしていくというようなことはありますけれども、特別その職員で試食したりということは現在はいたしておりませんので、御理解いただければと思つた。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大体思っている内容が聞かれたのですが、今、コンビニとの提携その他で十分、安心感があるようなニュアンスのお

話がありましたけれども、自分が東京で東日本大震災の経験をしたときにコンビニ行つても食料何もない、スーパーに行つても何もないという、そういう状況もあるわけです。そのための非常食だと思つたので、今聞いたらちょっと少ないのかなという感じがするのですけれども、ちょっとした災害であればコンビニだとか、そういう提携において安心感、当然いろいろところに保険を掛けておくというのは大事なことで思つたのですが、余りその期待をするのはどうかなと思つたのと、もう少し保存食を備蓄するような必要があるのではないかなと思つたのですけれども、その点、今の数字で大丈夫でしょうか、再度、答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは備蓄の量につきまして不足しているのではないかなという質問について答弁してまいります。

七飯町といたしましては、先ほど言いましたとおりさまざまな業種と防災協定を結んでございまして、確かに東日本のような大きな災害のときにはコンビニから何もなくなった等々でございます。

ではコンビニが大丈夫なのかという懸念もあるとは思いますが、そこはいろいろな業種とか、例えば大手スーパー、魚長さんとか、そういうところも協定結んでございまして、コンビニもそうなのですけれども、先ほど言ったキオスクとかも食料に関しての、主に食料に関しての協定でございます。

七飯町としても十分な量を備蓄できればいいなと思つているのですけれども、備蓄の物もただでもございせんし、それからスペースもかなり必要なものとなります。

そのような観点から、今は5,000食程度を備蓄していくという計画で進めてございます。

あとは不足するという状況の中で、あと何かというと、今盛んに私たちも町内会等に説明会等行つている中で、やはり各御家庭での備蓄というものもいろいろところで国とか言われていますので、そこを徹底してお願いしているところでございます。

七飯町のいろいろな起きる災害というものもある

と思うのですけれども、一番スピード感があるのは多分地震と津波という、この災害が一番来たときにすぐに逃げなければならない、土砂は雨が あるから、その二つが基本になると思います。

それ以外であれば、避難するときに少し自分の家にある備蓄の食料を持って避難するというケースもかなり考えられるのではないかというふうに思っています。

そのようなことから、全て町だけでなくいろいろなところを使いながら備蓄、食料に関しては間に合わせるようにという考えで進んでございます。

増やしていきたいところもありますけれども、それは先ほど言いましたとおり備蓄のスペースの関係だったりとか、あと経費の関係とかも全てを考えながら5,000食ということを確認して いてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** ちょっとしつこいようであれですけれども、5,000食と聞いてちょっと少ないんじゃないかなという印象があるのでもう一度、あれしますけれども、ただ町はこれだけ保存しているというアナウンスなんかは既にされているのかどうかということと、先ほど言ったとおり各自が逃げてくださいとか、そういうようなアナウンスのようなもので、既に今、一家にアルファ米10個用意してくれとか、1個用意してくれとか、そういうアナウンスというか、そういうものは既にやられていた上での発言なのか、今後、そういうことを合わせ技として進めていくということ、もちろん予算が十分あれば幾らでもできるのでしょうけれども、厳しい状況だということなので、幾らが適正な価格なのかというのは、これは一緒に考えていきたいなと思いますけれども、ちょっとその辺のアナウンス、今のところされているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

**○議長（木下 敏）** 情報防災課長。

**○情報防災課長（若山みつる）** 住民に対する周知の件に関してですが、今、七飯町がこれだけ備

蓄していますということにつきましては、特段、住民の方に関しては周知をしてない状況が現実でございませう。

また、先ほど言ったとおり、では各家庭で備蓄をしてくださいということで、今からアルファ米を各家庭で10個買ってくださいますとか、そういうことについても、先ほど言いました住民等の町内会等に対する説明会のときにはちょっとこういう説明をしています。

改めて備蓄しなくても、家の冷蔵庫だったり、パントリーというのですか、開けたときに乾麺だったり、カップ麺とか何食か入ってないですか。それで何日かは過ごせませんか、と、備蓄ということを実際に考えなければならないのですけれども、負担になってしまったら続かないものだと思います。

なので、少し簡単な気持ちで取り組めるような感じて備蓄というものを考えていったら、もっと備蓄をしやすくなるということを行いながら住民の方に理解いただいております。

こういうような話をするとう聞いた住民の方も気づかれたような感じで、ああそうかということをとたくさん言葉をいただいております。ただ、先ほど言いましたとおり、町としては今までというか、このような細かいことまでは周知をし切れてないというのが現状であると考えてございます。

今後は、いろいろな町の取り組みと備蓄の量等も含めて周知できるところは積極的に行ってまいりたいと考えてございます。

また、住民の方に対しましても、家庭でやる備蓄の方法も含めて家庭の防災対策等々、いろいろな方法で周知していければと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 今の答弁で1問目は終了しますが、物を持って逃げられないケースがきっとあるのではないかなと思いますので、また検討していただきたいなと思います。

それでは2番目に入ります。

本年9月に実施した北海道駒ヶ岳火山噴火住民避難訓練についてでございます。

広報ななえの11月号に「駒ヶ岳と共に生きる」とのタイトルで記事が掲載されているが、本年9月27日に実施した北海道駒ヶ岳火山噴火住民避難訓練、以下、単に訓練と言わせていただきます。多方面の協力を得て、総合的に実施され非常に意義があったと考えますが、その今回の訓練の成果及び訓練の課題等について次の点を伺いたい。3点ほど用意しました。

1点目、今回の訓練の成果と反省点等、課題についてどのような総括をしているか。

2点目、広報ななえの11月号、「駒ヶ岳と共に生きる」の記事の中に、最後のほうですけれども、駒ヶ岳噴火で起こり得る事象を想定してとあるが、現在、この起こり得る事象としてどのようなことを想定しているのか。

3番目として、同じくその記事の最後のほうに住民とともに訓練を継続していきますと締めくくっていましたが、今後どのようなことを目標とした訓練を予定しているのか。

以上です。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

若山雅行議員に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは1点目の今回の訓練の成果と反省点等課題について、どのような総括をしているか。また、3点目の同じく住民とともに訓練を継続していきますと締めくくっているが、今後どのようなことを目標とした訓練を予定しているかにつきまして、一括して答弁してまいりたいと思います。

駒ヶ岳噴火を想定し、大沼地区を対象とした住民避難訓練は毎年、実施されておりますが、今年度は北海道駒ヶ岳火山防災総合訓練として実施し、駒ヶ岳を囲む駒ヶ岳火山防災協議会の構成町である森町、鹿部町、また北海道や北海道警察、消防、気象台、陸上自衛隊など、関係機関と一体

的な訓練となりました。

この北海道駒ヶ岳火山防災総合訓練は、北海道が道内にある活火山を有する自治体や協議会に対しまして、順番に行っておりまして今回、北海道駒ヶ岳につきましては18年ぶりに実施することになりました。

訓練の成果といたしましては、関係機関との情報伝達や協力体制の確認の訓練を行えたほか、住民の方に関しましてはより現実に沿った訓練の実施ということで、毎年、避難先を大沼婦人会館としていたところ、文化センターまで避難するという内容で実施しております。

中でも、東大沼小学校の児童につきましては、避難車両に乗りおくれたという想定で、北海道警察本部の特殊車両で避難行動を行いまして、保護者が避難所である文化センターまで迎えに来て受け渡すというところまで訓練をいたしました。

また、避難所となった文化センターでは、陸上自衛隊の炊き出し訓練のほか、つくっていただいた給食を配るのに社会福祉協議会に登録されている、七飯町の社会福祉協議会に登録されてございます災害ボランティアの方の協力をいただいております。

これらのことにより、実践に沿った訓練であったということとともに、災害ボランティアの参加など、大沼地区以外の方も訓練に参加できたということから、防災意識の底上げができたと考えております。

課題につきましては、観光客、特に外国人観光客についての対応が挙げられております。情報伝達の多言語化は、先ほど田村議員への答弁にもありましたとおり、喫緊の課題であると考えてございます。さまざまな方法を模索し、実行可能なものは速やかに実施していく考えであります。

また、訓練参加者を増やしていくということも課題に挙げられています。

今後は、休日などに訓練の実施を行うなど、参加しやすい環境、また訓練のメニューを工夫するなどして意義のある訓練であるということを確認いただけるような内容を考慮し、取り組んでまいりたいと考えております。

これらの成果や課題は今年度、北海道駒ヶ岳火

山防災総合訓練ということから、関係機関が訓練終了後に集まりまして総括会議を行っており、情報の確認、共有が行われているところでございます。

来年度以降は例年どおり七飯町単独での開催となりますが、今後の訓練の目標といたしましては、先ほど申した課題等について解決に向けた取り組みを行っていくということとなりますけれども、現在はまだ具体的な実施内容等は検討しておりませんので御理解いただければと思います。

次に、2点目にありました広報ななえの11月号「駒ヶ岳と共に生きる」の記事の中に、駒ヶ岳噴火で起こり得る事象を想定してとあるが、現在、起こり得る事象としてどのようなことを想定しているかについて答弁してまいります。

駒ヶ岳噴火で起こり得る事象といたしましては、まず降下火砕物とは火山岩塊、岩の塊です。それから岩片、それから軽石、火山灰のことを言い、想定される事象としては一番確率の高い事象となります。また、火砕流や火砕サージ、火山泥流、土石流、岩屑なだれなどが想定している事象となります。

これら起こり得る事象、影響規模、影響範囲につきましては、七飯町防災ガイドマップや駒ヶ岳火山防災ハンドブックに掲載している駒ヶ岳ハザードマップでお知らせしているところで、御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 一番目の総括に関して、何か最後終わった後にいろいろ関係機関と総括されたということで、その内容についてちょっと言われてなかったような気がするのですけれども、その総括した内容といいますか、そういうものをもう一度、御説明いただければなというふうに思います。

それと、2番目の起こり得る事象というのは、僕が考えたのは、実は僕もそのとき避難者としてバスに乗って文化センターまで行ったのですけれども、池田園駅前会館に放送があって、集まって、長靴をはいて行って、バスを来るのを待って、乗って行ったという状況がありまして、そこ

からは御婦人1名と2名乗って避難して、訓練を直に体験したというものなのですけれども、その想定し得る事象というのは僕が考えたのは、まず季節、冬、夏、春、秋、いつ来るか、冬だったらどうだとか、そういうようなこと、あるいは朝、昼、晩、時間帯ですね。先ほど言ったいろいろなあれが。

それとまた、曜日です。日曜日、あるいは子供たちが学校に行っている月曜日から金曜日までとか、そういう時間帯だとか、そういう起こったときの状況をどのように想定し、それに対応するものを考えているのかなと思ったのですけれども、もちろん噴火の灰が来るだとか、火山流が来るだとか、溶岩が流れてくるだとか、いろいろなものがあると思うのですけれども、それ以外にいつ起きるか、そういうものが想定することとして考えていました。

そのほかに、同僚議員の田村議員が話していました障がい者がどうだとか、児童生徒をどうするかとか、観光客、あるいは今回は駒ヶ岳登山者についてははないという前提で訓練が行われましたけれども、駒ヶ岳登山者がもしいた場合、あるいは外国人がいた場合どうするのかというような、そういういろいろな想定を考えているのかなということで質問、そういう答えを質問として。

ただ、いろいろ難しいと思いますので、こういうときどうだとあるのですけれども、それはこれからいろいろ一つずつぶしていくしかないのかなと思いますので、そういう想定をされているのかどうかということですね。

あと、避難情報をよく何言っているかわからないとか、テスト、テストというのは聞こえていますけれども、よくわからないというのがあったのと、これも言語で日本語だけでいいのかどうか、アナウンスが韓国語、英語、中国語、そういうものも想定しないと、そういう人たちの誘導をどうするのかというような、そういうようなことを想定されているのかなというふうに考えて質問したつもりなので、その辺の御検討というのはされているのかどうか、ちょっと検討されているのかどうか、あるいはそこまではというのであれば、それがかまいませんけれども、出していただければ



というふうに思います。

3番目の訓練については、これからいろいろな事例を出して進めていければなどというふうに思いますし、今、まだできていないのであれば、また来年の訓練に備えてしっかりしたものをつくっていただければと思うのですけれども、以上、その2点ですね。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、再質問に対してお答えしてまいります。

総括の会議を行ったという内容についてでございますが、内容につきましてはその前段に言いました外国人の対応だったりとか、訓練の参加者を増やしていきたいというような内容でございました。これが七飯町の課題として、その総括会議のところにらせていただいた内容でございます。

起り得る事象に関しましては、季節、時間、曜日、それから登山者の想定等々の話なのですが、これは駒ヶ岳にかかわらず、いろいろな災害において起こるときの季節は特に、冬の夜間とか、冬は特に暖房の関係もありますので、その辺に関してはいろいろな想定をしております。

また、駒ヶ岳に関しましては協議会で、先ほど言った3町で構成する協議会で、避難計画等も作成してございまして、この中にいろいろな詳細なところも想定した内容が書かれてございます。

具体的に外国人をどうしますかというところについては、いろいろな災害において多言語のこと、外国人のことにつきましては話題に上がる内容でございますけれども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、七飯町としては今のところ公式ホームページの多言語化というところを考えてございます。

駒ヶ岳につきましては、3町と関係機関で構成してあります駒ヶ岳の火山協議会において、どの町も同じような認識で外国人の方には対応していかなければならないということで、パンフレット等をつくる計画を現在しているところ協議してございますので、そちらで外国人、駒ヶ岳に関しては外国人のことは対応していきたいというふうに考えております。

また、防災無線で外国語を流す等々の議論等も

結構あるのですけれども、何の言葉を流せばいいか、それから外国の言葉をいろいろ流していくうちに、日本の方に一番数の多い日本の方まで聞き取れるまでに時間がかかってしまうという問題等もほかの町というか、全国の町でやっているところもあるのですけれども、そういうところでも課題として上がっているということもありました。なので、この辺は今後も検討課題等して、検討していくことになると思いますし、防災無線を来年度に向けて整備していくときに、その辺の内容、運用的な内容も駒ヶ岳に関しては特になのですけれども、関係機関と協議しながら想定して、対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕自身もバスに乗って物見遊山のような形で、ちょっと脳天気といいますか、余り緊張感なく参加して、豚汁を食べておいしかったなど帰ってきた感じがあるので、そこでいろいろな自衛隊の方だとか、いろいろな関係者のボランティアの方もいらっしゃいまして、そういうものを見て力強いというのは自分は感じてよかったと思うのですけれども、先ほどの総括の関係でいくと、北海道新聞にいろいろ記事が、子供たちが車に乗って避難するというようなところの写真記事が載ったりしていますけれども、その見出しの中で駒ヶ岳噴火想定、3町で防災訓練というような形で、参加少数、実効性に課題、冬場の避難に懸念も、最後に観光客というふうな形の記事が載ってございまして、非常に有意義だった、何年かぶりかでやった、18年ぶりの訓練ということで住民ら避難、手順、確認とかということで、プラスの面も大きかったと思うのですけれども、今言ったような参加少数とか、そういうような実効性に課題とかというふうに新聞で言われまして、その辺でももう少し厳しい総括というか、されなかったのかなというのがちょっとあれなのですけれども、もう一度、その点について。

当然、新聞記事などごらんになっていると思いますけれども、答弁をいただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 若山議員に申し上げますけれども、今の再々質問は、要は新聞記事にそういうふう論評されているから、自分もそう思っているというふうに捉えていいのか、そこをやはり議員ですので、自分も参加者が少数で冬は困ることになるから、そういうことをきちんとやるべきだというような、やはり質問ですので、ただ新聞にこう書いてあるから、新聞の見解をというような質疑のやりとりというのは好ましくないとは考えますので、もう一度、そのところを再度質問し直してください。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行）

総括が甘いのではないかとということで、この新聞記事の見出しを出してございまして、だから自分も同じような……。

○議長（木下 敏） 私に言われる筋合いがないと、今、発言がありましたよね。

○15番（若山雅行） いえ、自分の思いを今伝えているあれなのですけれども、総括がちょっと甘いのではないかと、もうちょっと厳しく訓練で、こういう課題がこうだ、どうだというときに、新聞記事の見出しと同じような印象を僕は持ちました。成果も十分上がっているのだろうなと思います。

だけでも、これが冬場だったりしたらどうなのかなとか、参加人数も2人。文化センターに行ったら近所の方が別なバスで来ていたとか、車で来ていたとか、そういうのがありますので、我々は何をすればいいのかなといういろいろ自分も考えながらバスに乗ってあれしたのです。

大沼なんかで我々が乗った後にハッピー大沼でちょっと看護師さんに手を添えられるような方が乗って一緒に行って、それを待っている。これも、こういう方の避難も大変だなと思いながら私は見たのですけれども、そういう意味で議長の指摘もそのとおりだと思いますけれども、そういう参加少数、実効性に課題とか、冬場の避難に懸念というのは、私自身もこういう場合ではどうなのかなというふうに思っております。

もちろん北海道新聞さん、じっくり取材した上で書かれていると思いますので、そういう意味で

も、それをこういうふう解決していく、あるいはこういうふう総括したと、おっしゃるとおりだということか、あるいはもう少しそれはそうだけれども、現状のあれではしようがないのだと、徐々にレベルを上げていくのだというものなのか、そのところをもう一度お聞きしたいということでお話ししました。

ちょっと言い過ぎあったら、議長済みませんでした。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 総括についてでございます。

一番最初の答弁のときに申し上げた内容が、七飯町としての総括となつてございまして、外国人の多言語化の話と参加者についてはこれからもっと増やしていきたいということを総括として挙げています。

その内容として、休日、土曜日とか日曜日に訓練を実施してみたらどうだろうか、それから訓練メニューの中をこれは実践に即してすごく意義があるなというような訓練の内容にしてみるとか、そういうようなことを考えてございます。

その総括の結果につきましては、具体的にこうしていこうというのは来年度に向けた、防災訓練の中でこの辺の今年の課題を議論しながら、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

ちなみに、今年度の防災訓練の住民参加は71名ほどでございました。毎年、大体100名いくかないかくらい、70名から100名の間で参加者というのは推移しているのですが、これよりももっともっと増やしていきたいということも考えてございます。

冬場等々に関しましても、これから取り組んでいかなければならない訓練だと考えてございしますが、まずは参加する人を増やしながら防災訓練の意義を住民に周知しつつ、参加してくれば、くれる人数が増えれば増えるほどいろいろなケースが出てきて、よりよい訓練にどんどんなっていくと思いますので、そういうことを繰り返していきたいと考えてございます。

御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 川村主税議員。

○13番(川村主税) 先ほど、若山議員の発言の議長に言われる筋合いはないという部分に関して、取り消しの件に関して議運をちょっと開いてください。

○議長(木下 敏) それでは、暫時休憩しまして、議運を開きます。

午後 2時40分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

川村議員によります議事進行にかかわる議会運営委員長の報告を求めます。

中川委員長。

○14番(中川友規) ただいま議会運営委員会で、川村議員の議事進行に対して協議した結果、若山議員より議長に対しての不適切な発言があり、その部分の発言を取り消したいとの申し出がありましたので報告いたします。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 皆さんには貴重な時間を費やしてしまいまして、大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

それと、先ほどの私の議長に対する不適切な発言については、議長の職権で取り消していただきますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) ただいま、若山議員のほうから、先ほどの一般質問で私に対しての発言に対しては、発言の取り消しをしていただきたいと思いますということです。会議録があがりましたら議長の職権において会議録を今、言われた部分だけ会議録を発言の取り消しということでやらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 中島議員。

○12番(中島勝也) 先ほどの議長の発言ですけれども、七飯町の最高機関たる議長が七飯町の傍聴者に対してけんか腰の暴言を吐いたということは重大なことだと思うのです。

これはもう一度、議運で検査し、調査していた

だきたいと思います。

○議長(木下 敏) 今、私が暫時休憩中に発言したことに対してのことですか。

それでは、議会運営委員会を開きます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 中川議員。

○14番(中川友規) 今のは議事進行なのか、動議なのか。議事進行の案件ではないと思うのですけれども。

○議長(木下 敏) 私の発言を要は先ほど傍聴者がいきなり起立いたしましたして、議会に対する、私にすれば不穏当な発言を議事進行に対して会議終わってすぐしたもので、私が退場ということと言った、それが私の、それに対しての議事進行ということでしょう。(発言する者あり)それは言っておりません。

暫時休憩します。

午後 3時12分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

中島議員の議事進行にかかわる議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○14番(中川友規) 議会運営委員会の協議の結果、中島議員の議事進行について休憩中の出来事であり、議事の進行には当たらないということ報告いたします。

○議長(木下 敏) 私から皆さん、傍聴者の皆さん、また議員の皆さん、理事者の皆さんにおわび申し上げます。

先ほど休憩とはいうものの、傍聴者とのやりとりで不適切な対応もありましたので、今後、このようなことがないように精進してまいりますので、今回は大変申しわけございませんでした。

引き続き、一般質問を続行いたします。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) ちょっと流れがあれなのですけれども、2番目の質問は先ほどの質疑で終了しております。

3番目、最後の質問に入りたいと思います。

来年度、令和2年度の予算編成についてでございます。

来年度、令和2年度の予算編成について、次の点を伺いたい。2点、用意しました。

1点目として、予算編成の重点方針等について。

2点目としまして、財務内容の改善目標、または改善の施策についてでございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは答弁してまいります。

まず1点目の予算編成時の方針等でございます。

現状、七飯町の財政状況は平成30年度の決算において財政構造の弾力性を示す経常収支比率が98.6%と29年度より4.0ポイント悪化し、財政の硬直化が依然として続いております。

また、基金についても基金全体として実質、約3億3,000万円を取り崩し、基金の残高が13億円台まで減少するなど、過去に類を見ないと言えるほどの大変、厳しい状況となっております。また、今後の財政推計としても全くの予断を許さない状況でございます。

それらを踏まえ、今後の財政運営維持のために示している基金の残高を最低7億円以上とするため、当初予算において基金の取り崩しをしないことを方針としてございます。

2点目の財務内容の改善目標、または改善の施策のようなものはあるかについてでございます。

先ほどお答えいたしました方針が改善目標となり、方針の達成に向け歳出、事業ごとの予算要求の上限額をあらかじめ設定するシーリング予算の継続や新規の投資的事業の抑制、全町の取り組みとして振替休日制度の運用など、徹底した経費の削減を図ってまいります。

また、歳入につきましても、町税と徴収金、使用料等の確実な確保、国、道の補助、交付金の有効活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この時期、来年度の予算について聞くということ自体は何かちょっと無理

があるというようなアドバイスも受けたのですけれども、次回の定例会はもう3月予算が出てくるということで、その前にどのような方針で編成するつもりなのか。いや、全くこれからのので方針はこれからののだということかもしれないのですけれども、その辺でちょっと、今言ったように財政の財務内容の改善について厳しい認識を持った上で進めさせていただきたいと思うことから質問させていただきます。

それで、まず予算編成に当たって、国の政策動向というか、何かこの時期出るかどうかわからないですけれども、大きなポイント、例えば当たっているかわからないですけれども、働き方改革で人件費が見込まれるとか、何かそういうような国の政策のテーマみたいなものが何か今のところあるかどうか、それともまだわからないものなのかどうか。

それと、政策的執行事業に可能な財源というのは人件費だとか、義務的経費がきちんと決まっているので、その辺に使える経費がどのくらいあるかというのは今の段階でまだわかるものか、わからないものか、その辺をちょっと聞きたいなと思います。重点方針とか、施策についてということ。

それとあわせて、今回、31年度七飯町施政方針ということで、町長の冊子を見直させていただきました。その中に予算編成に極めて役立つというか、方針変更すれば別ですけれども、役立つのかなと思う項目があったので、ちょっと挙げてみて、その辺に関してどうなのかを簡単にお聞かせいただければと思います。

施政方針については、第5次七飯町総合計画の基本構造及び基本計画に沿って説明しますという前置きで始まりまして、ランダムに拾った文書なので解釈が違うということであれば言っていたいのですけれども、費用負担の少ない民間主導での改築や長寿命化計画による改修を進めるといふように記載されております。

これについては、一部実現しているものもありますけれども、今後とも継続されるものなのかなと思いますのでそのままでもいいのかどうか。

次に、行財政改革において事務事業の見直しに

よる歳出削減を図るといふうにうたってございます。

具体的に削減、一般論ではなくてここまでやるのだというようなことがもしあればお聞かせいただきたいということです。

それと、来年度からの総合戦略(七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略)策定に着手し、人口減少問題に対する施策の見直しを進めてまいりますということで、力強くうたっておりました。なかなか難しいテーマだと思うのですけれども、来年度予算にもしこれを反映させるような何か今、取り組みとか各部署への指示がもし出ているのであればお聞かせ願いたいと思います。

時期的に難しいとは思ふ。今、作業中だと思うので難しいとは思ふのですけれども、そのような施策、方針についてお聞かせいただければなということをお願いいたします。

○議長(木下 敏) 総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは答弁してまいります。

まず、当初予算、来年度の当初予算の編成のスケジュールとしまして、各課より11月中旬をめどに予算要求、資料というのが提出をさせていただきます。

その資料をもとに、今現在は副町長査定。この副町長査定につきましては、1回目、2回目というふうにスケジュールを組んでございます。

その後、年明けに、副町長査定も年明けかかる場合もございますが、そのあと町長査定を踏まえて来年度の予算として確定していくというようなスケジュールとなっております。

それで今、副町長査定の1回目の査定も途中にあるということから、各課、各部段階でどのような事業が折り込んできているかというような、数値的には拾ってございますが、そのヒアリングが十分にされていないというところでございます。

そのヒアリングの中で、これは進めよう、これは優先順位があつて、次年度以降にしましょうだとかというような詰めを今後していくこととなりますので、来年度の政策部分も含めてどのような政策になっていくかというのが今、この場では不明確でございますので、その部分についてはそ

ういうことで御理解をしていただきたいと思います。

最初に言われました国の政策上で、七飯町の来年度の予算にかかわる部分でというお話の部分でもそういう状況でございますので、なかなか今の状況でこれとこれというふうに明確に決まっておりますので、答弁は差し控えさせていただきますということで思っております。

お答えできる範囲では、今年の方針の中で長寿命化改築等していくというところのお話については、いろいろ今まで公共施設ということで整備をしてきたところでございますけれども、今年の事業で全てを終えているわけではございませんので、また、だんだん各種ある施設については老朽化というのは建った以上、年々それは老朽化していくわけですので、その長寿命化ということで耐用年数以上、大事に使っていくと。大事に使っていくためには修繕をしていくというようなところの方針は、今後もその方針に変わりはありませんので、そういうところを財政当局としても見ていきたいと、各課のヒアリングの際にはそういうところも見ていきたいということでございます。

行政改革につきましては、改革して、数値的な目標はございませんが、今までも進めてきておりますけれども、予算のシーリングということで、当初予算の段階で上限を決めながら、その中で予算編成を各課をお願いしているところもございすし、今後、その被用者負担というところで使用料、手数料等についてもどのぐらいになったとかというのを見直し図るだとか、業務委託、町が行う業務の中で民間のほうでやっていただく部分があれば、可能な部分があればそこは業務委託を進めていきたいだとかというようなところの行革部分についてもさらに進めていきたいと、いかなければならないというところで思っております。

答弁について以上でございます。

○議長(木下 敏) 政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) 私のほうから、施政方針の中でありました「七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の部分について答弁いたします。

創生総合戦略につきましては、現在、平成27

年から令和元年度までの総合戦略等進めてございまして、令和2年度から新たな総合戦略が必要となるところでございます。現在、北海道のほうはその総合戦略の策定のために現在、パブリックコメントを実施している状況です。

また、国のほうも今後の人口減少に対応するための戦略を12月に決定をする予定でございまして、それらを踏まえた中で町も総合戦略を今年度に策定をするということ現在、検討しているところでございます。

今後、国の状況、また道の総合戦略をかんがみながら、内容等を把握しながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 僕もまだ予算編成の議会を経験しておりませんので、よくわからないで質問しているので大変あれですけれども、単純にその30年決算を一度見させていただいた関係で、やはり財政借入れがちょっと多いのかなという印象を持っておりますのと、基金がちょっとやはりもう少しほしいなというような印象を持ちまして、皆さん共通の認識だと思っておりますけれども、町債を幾ら何億減らせとか、積立を幾ら増やせとか、そういう具体的な指示とかというのは今の段階では特にないのでしょうか。

結果として予算を組んで、幾ら積立に回すとか、その借入れ返済に回すとか、そういうような形になるのでしょうか。決算のときにどのくらいの借入れの推移でいくのかというのは聞いておりますのでわかっておりますけれども、そういうもっとこれだけ積み立て増せとか、これだけ借入れを減らせとかという、そういう具体的な指示とか、目標のようなものは今のところはないのか、あるのか、そこちょっとお聞かせください。

**○議長（木下 敏）** 総務財政課長。

**○総務財政課長（悟楼 司）** それでは答弁してまいります。

各課段階におきましては、歳出の予算のシーリングということで、その歳出の予算として計上で

きる数値という上限を決めさせてもらって、アッパーを決めているようなところでございます。

また、総体のどれぐらいの事業費になっているかというのは、財政当局でないと総体の事業費がつかめてきませんし、その事業を行うためにその歳入の部分で国の補助金、交付金が幾らぐらいになっていくのか、またその単費がどのぐらいになっていくのか。その中で、歳出のバランスが歳入より歳出が多ければ、その分、その財政調整基金等を繰り入れしなければバランスが合っていないところになりますので、最後にその調整については総務財政のほうでしていくことになると思いますが、先ほど来お話ししてございますが、やはり基金を極力取り崩ししないようなところで今は行ってございますので、その基金を取り崩しをしないで、少しでも歳入超過になっていくと、それはその基金が増えていくというようなことになっていきますので、そのような視点で今は査定を進めているところでございます。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 若山雅行議員。

**○15番（若山雅行）** 終わります。

**○議長（木下 敏）** 横田有一議員から、一般質問を取り下げる旨の申し出がありましたので、議長において許可いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

澤出明宏議員。

**○11番（澤出明宏）** 通告に従いまして大綱3件、質問させていただきます。

まず1問目、特殊詐欺の被害防止の取り組みについて。

いわゆる振り込め詐欺は、新聞、テレビ、政府広報などの各種啓発活動により、平成30年度では認知件数が減少に転じ、被害額も昨今は減少傾向にある。

ただ、ここ数年は公的機関を装う威圧的な文書を送りつける架空請求詐欺等、手口が巧妙化してきている。以前は、はがきなどによるもので、無視をすれば済むような手口が多かったが、このところは裁判所の名義で正式な送達を装った封書を

送りつける事案や、また正式な手続を踏んだ上で法的効力を持たせる少額訴訟詐欺や督促状詐欺等、従来のように無視するだけでは済まない、高度化、悪質化したものまで報告されている。

高齢独居世帯が少なくない七飯町としても、町民の一人たりとも被害者にならないよう徹底した啓発活動が必要だと考える。そこで、以下の点について伺いたい。

1 番、過去5年の町内における特殊詐欺被害の認知件数と把握している被害状況について。

2 番、現在取り組んでいる啓発活動の内容について。

3 番、今後取り組む予定の被害防止活動について。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 特殊詐欺の被害防止の取り組みについて答弁させていただきます。

1 点目の過去5年の町内における特殊詐欺被害の認知件数と被害状況についてですが、七飯町内刑法犯発生状況による七飯町の過去5年間の特殊詐欺被害件数は平成26年から平成29年、今年が発生はなく、平成30年度でのオレオレ詐欺による被害が1件となっております。

2 点目の現在取り組んでいる啓発活動の内容についてですが、町広報紙に毎年、継続的に掲載し、今年七飯交番からのお知らせの見出しで、8月号と10月号に掲載し、ホームページでは七飯交番と南駐在所のミニ広報誌の4月、5月、8月、10月号に振り込め詐欺等の注意喚起を掲載しております。

また、今月17日に毎年実施されます七飯町歳末特別警戒において、振り込め詐欺被害防止対策の強化を重点活動の目的に掲げ活動し、110番の日に合わせ振り込め詐欺防止等に関する防犯啓発活動イベントや全国地域安全運動総決起大会での特殊詐欺被害防止アトラクション及び年金支給日に伴う啓発運動としまして金融機関前で特殊詐欺被害防止のチラシとグッズ配りなど、町と警察が連携しながら取り組んでおります。

3 点目の今後、取り組む予定の被害防止活動についてですが、今後も警察と連携し、御家族にも

注意を払っていただけるような啓発活動に取り組んでいきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 町内の被害件数が1件ということで、報告で間違いなければ非常に喜ばしいことだと思うのですが、これからのところ実際問題、一番懸念されるのが今までは無視していれば何とかなもので、認知件数としては上がってきてないのですが、水面下でそういったものが出てくる可能性も多々あると思われます。これは推測でしかないのですが、警察のほうでも実際、払い込んでしまって、恥ずかしいので言わないという、そういうのはやはり出てきていると思うのです。

私の周りの中でも、はがきは実際に来ていますし、封筒で裁判所という名前で送られてきまして、電話をかけてしまう人も中には出てきていますので、そうすると巧みな話術に引っかかって、恥ずかしい話の請求が多いものですから、払ってしまった、だけでも被害届けは出せれないということになる可能性もあります。

特にお年寄りの場合は、オレオレ詐欺なんかではお孫さんのことであるとかありますし、従来事、また認知していない件数も出てくると思うのです。

ですから、1、2、3全て含めてのことなのですが、被害がないということなので非常に嬉しいのですが、今後のところに向かって、特に町職員の方々が相談を受けた場合ですとかに、できれば最新の情報を警察との連携という話もございましたが、そういった中で最新情報をなるべく町のイントラネットでも結構ですので、職員の方々に共有していただくと同時に、我々議員としてもやはり情報がほしいものですから、そういったところで未然に防ぐことを今後とも1件でも出ないように取り組んでいただきたいと思います。そのあたりのところで御回答をいただければと思います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 今回の町としての単独の事業というのは大変難しいところであるのは事実

であります。

ただ、広報誌等でも警察にも御協力いただき、ミニマップこういうのも掲載した中で、そういった振り込め詐欺に関する誌面をもうちょっと工夫をして、また広報誌などでもお年寄りの方とかなにも目にとめていただけるような誌面を工夫して、なるべく注意を払っていただけるような形で啓発活動は今後は警察とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今の職員含めてと言いましたけれども、こちらのほうもやはり一度、警察とも相談して、単独ではなくて、協議を重ねながら取り組んでいきたいと思っておりますので、こちらのほうは御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） では、2問目にまいります。

広聴制度について。行政と市民の連携が求められている昨今、自治体と住民が町の運営に関して問題意識を共有する必要性が高まっている。

表記の広聴とは、住民の意見、要望、苦情などを直接、収集、聴取することによって、自治体の行うべき計画策定や行政運営に対して一定の指針、示唆を与え、よりよいまちづくり、共同生活の発展に寄与する制度と定義されるものがあるが、七飯町の実施している広聴制度について、以下の点について伺いたい。

1、現在、七飯町で実施されている広聴制度とその成果について。

2、住民意見の収集、聴取について、相談窓口の充実やパソコン、スマホの使えない住民の方々に対する意見表明の場、提案はがきの広報添付などの聴取方法について。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 1点目の現在、七飯町で実施されている広聴制度とその成果についての1、私のほうからは当課で所管しております住民生活の広聴に関することについて答弁させていただきます。

環境生活課生活環境係の分掌事務として、住民の苦情、要望及び相談に関する事となっており、主に空き地の雑草の草刈り、隣地の枝木の越

境、犬、猫にまつわる苦情など、日々の住民生活に直結するさまざまな苦情相談に対応しております。

来庁、または電話での相談が大半を占め、担当が拝聴した上、その都度、現場に出向くようにしております。

相談者と現場で話をした上で、最善の方法を導くよう努めております。

成果としましては、苦情相談がなくなるということはありませんが、問題解決に向けたスピーディーな対応に心がけております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 次に、1点目の広聴に関してまちづくりの観点での広聴制度とその成果について答弁させていただきます。

まちづくりにあっては、町民主体による参画、協働、自立を進めており、町の基本的な政策の立案にあっては、町民の方々が意見を述べる機会を保障し、町的意思決定の透明性を高める取り組みとして、政策意見提出制度、いわゆるパブリックコメントを各種計画等の策定や改正の際に実施して、御意見をいただいております。

このほか、町民の皆さんが関心を持っている政策等をわかりやすく伝えて、直接対話し、互いに理解し、まちづくりを進めるため、出前町長室を開催し、好評いただいております。

また、町内会や各種団体等から事業や取り組み等の御要望をいただきますが、その実現に向けての対応に努めているところでございます。

各種御相談については、それぞれの所管担当課窓口で対応するほか、お手紙やメール、ファクス、電話にて対応しております。

政策に関する御提言も政策推進課の窓口を初め、担当部門で直接お受けしているところでございます。

2点目の相談窓口やパソコン、スマホの使えない住民の方々がもっと意見を出しやすいような環境を充実できないかというところでございますが、以前の一例といたしまして、過去に町のホームページ上の掲示板でいろいろな書き込みで町民の声を反映する取り組みも誹謗中傷が多くあつ



て、残念ながら中止せざるを得ないこともございました。

また、目安箱も同様に声を広く聞くといった本来の目的を果たすことができませんでした。このことから、もしパソコンやスマホが使えなければ、お手紙でいただくほか、直接、お会いして、もしくは電話で声を聞かせていただくことが、町職員としての努めと考えております。

一方で、声なき声、物言わぬ多数派と言われる御意見も重要であり、提案はがきの広報添付などの御提案もあり、趣旨は理解できますが、今後の検討課題と受けとめさせていただきたいと思いません。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 澤出明宏議員。

**○11番（澤出明宏）** 広聴制度について、苦情処理とかそういったところも含めてのことではございますが、ここに追っていききたいなと思っていた部分は、やはりいろいろな改革が2000年から行財政改革ということで地方分権ということもありまして、町の役割というのはかなり高まってきている中で、やはり町の窓口としての町民意見を聞くということが非常に大事になってきております。

そういった中で、やはり周りで聞いていてもどこに持っていったらいいのかという話がわかりづらいのが町の窓口ということもございまして、今、政策推進のほうに持ってこられたらいいとかという話もございましたが、なかなか一般の町民にとって持っていくところがわからない、部署がわからないので、ですから先ほどもちょっと出ました目安箱を1年間やってみただけけれども、そういうところに出している方も多々いらっしゃったと思います。

その中にやはり苦情とか多くて、処理に困った部分もあるでしょうけれども、こういったところもうちょっと町民にわかりやすく、町民がまちづくりのために意見具申をするという場を何か工夫してできないものかということを探求していられる中で、先ほどちょっと出ましたけれども、広報せっかく配ってらっしゃるので、これにはがきを添付するというのは簡単にできることではないか

なと思っているわけです。それについてちょっと触れられていなかったなと思いますので、例えば広報の一番後ろのところに切り込みを入れて、町の宛て先、御意見を受けますというような、そういった中身のものでもであると、また町民からの意見も上がってきますし、先ほど他の議員からもお話がありましたが、人口増の方向性とか、そういったところにつきましても、町民意見がやはり反映されるという調整であれば住みやすいということがやはり言えるわけで、人口増にもつながっていくと思いますし、防災の面でも町民意見がやはり住んでらっしゃる方ですので、生活者の意見ということでどこか危ないだとか、危惧されることが上がってきますし、もっぱら最近ガバナンスの問題もありますので、誰が当事者かという中では住民統治というのはやはり住民自治という意味では、地方自治の本旨のところでありまして、含めてそういった広聴の中でも特に声なき声を吸い上げるような方向性のことについて、含めて広報にそういうはがきをつけて、御意見箱はだめだったのかもしれないけれども、1回試してみるというおつもりはないかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** ただいまの再質問につきまして、答弁を申し上げたいと思います。

今回の一般質問の中で、はがきの部分の提案がございました。

私どものほうも、そちらの部分、具体的に検討をいたしました。その結果といたしましては、通常、切り取り線を入れて、はがき等を送るとした場合、はがきとして認められるのが2グラムから6グラムという基準がございまして、現在の町広報紙をはがきサイズに切り取った際、実際に1グラムでした。

それで、そのままはがきとして使うというのは、なかなか難しいのかなというところで、今後の検討課題というふうに思っております。

今回の御質問の中では、町民の意見をいかに政策のほうに生かしていくかというところの趣旨でございます。さまざまな計画を立案する際に、住民アンケート等を実施してございますが、ただ、

この部分で言うと抽出したアンケートというところで、なかなか個人としての意見というのが、なかなか難しいというところがございますけれども、そういった部分のときにテーマを決めた中での提言ということ、ぜひとも町のほうにお手紙ですとか、お電話ですとか、そういった部分を引き続きいただければいいのかなというふうに思っております。

今後とも、町民の声を大切に町政運営をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） では3問目に参ります。

公務員の不祥事に対する取り組みについて。

全国的に公務員の不祥事が多発しているが、町としてコンプライアンスの確立に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは御答弁してまいります。

御質問にございます公務員の不祥事に対する防止策といたしましては、各種研修に職員を派遣し、地方公務員として必要な基本的事項、公務員の倫理などについての研修を行っております。

また、庁舎内情報通信網、イントラネットと言いますが、これを通じた各種情報の提供を行い、職務に対する理解を深めるよう努めております。

さらに組織としてはみずからの職場で想定される事案については、常に問題意識を持ち、それらを防止するために有効な対策を講じ、継続していくことが不祥事の防止につながりますので、指導の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） コンプライアンスの問題というのは、よく町長もおっしゃいますが法令の遵守ということで理解しておりますが、昨今、本当に公務員の方々の七飯町でもございますけれども不祥事が多くて、特にこの12月ですが、飲酒事案とかも増えてくると思います。

報告されている案件もありましたので、それに

対する研修とかということで済ませていいのかなという部分と、申し上げたいのは処分の軽重というのはどうしても、その場によりますので何とも言えませんが、再発防止に向けての取り組みが甘いのではないかなということ、ちょっと申し上げ、苦言させていただければなと思っております、こういったことは考えてらっしゃらないのかなというところで、消防のほうの案件ですからちょっと触れられない部分ですが、処分が34名という大型の処分になりまして、それと比べて事案として処分の仕方というのはだんだん世の中では話題になる可能性もありますので、管理責任という面でやはりその辺のところまで突っ込んで、自分が何かやったことによって上司にも迷惑をかけるのだぞと、そういったぐらいの厳しい立場というかやり方をしていかなければ、あくまで自分だけだからこのぐらいで予見可能性の中で停職6カ月とか、そういった形で思って、安易に考えてしまうのは人間の理性の揺らぎですので、そういったことのないようにやはり上司も律するという意味で普段から指導監督しなければいけない立場ですので、その辺のところもしっかり取り組んでいただきたいと思います、その辺についてお話いただければと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは答弁してまいります。

議員おっしゃるとおり、私ども地方公務員、まして七飯町の職員でございますので、町民に対しまして信頼を受けて町行政をするということでございます。

その中で、町の信用失墜につながる部分でございますので、そこは襟を正してしっかりそこら辺、職員に対しましても一人一人が適正に事務だとか、いろいろな法令を守っていく、そこが大事であり、それを組織として守っていくことで町政運営をしていくというようなどころをしっかりと私ども職員、また部下のほうにも指導徹底をしていくということで今後も不祥事がないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 4時25分 休憩

午後 4時37分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

横田有一議員と青山金助議員から、本日の会議を早退する届け出がありました。

引き続き、一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは通告に従い、質問させていただきます。

来年度から実施される小学校プログラミング教育について、2問。

来年度から実施される小学校プログラミング教育について、学校関係者は準備されていると思われるが、現在の取り組み状況等について次の点を伺いたい。

1点目、文部科学省の学習指導要領の内容(目的、指導等)について。

2点目、現在の各学校の取り組み状況について、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、御質問がございました2点の御質問について答弁をさせていただきます。

1点目の学習指導要領の内容についてでございますけれども、来年度から実施される小学校の新学習指導要領の中では、児童の情報活用能力の育成を図ることを目的とし、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ることとしております。

なお、学習活動の取り組みに当たっては、特にどの教科という決まりはなく、横断的な視点に立ち、各教科の特性に応じて児童がコンピューターで文字を入力するなどの情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動。

また、プログラミングを体験しながら、コンピューターなどに意図した処理を行わせる理論的思考力を身につけさせるための学習活動を実施することとされております。

2点目の各学校の取り組み状況についてでござ

いますけれども、現在、校長会を初め、各学校の教務の先生方に集まってもらい、来年度からの取り組みについて協議を行っている最中でございます。

具体的な内容はまだ決まっておりませんが、教科としては主に算数、また理科あたりでも実施になるものと思われま

す。また、各教員のプログラミング教育への理解を深めるために12月13日、あすですけれども七飯小学校においてプログラミング教育を題材とした地域連携研修会を開催し、今後どのように授業づくりを進めていくべきかといったような課題についても研修を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） それでは再質問をさせていただきます。

全部で五、六点あるのですけれども、まず1点目なのですが、プログラミング教育の今回の小学校の対象学年、1年生から6年生までなのか、高学年以上なのか、その辺についてまず1点目、教えてください。

2点目ですが、学習指導要領の中で小学校、中学校、高校について実施するというふうになっているのですけれども、今回、高校は所管外なのですけれども、今回、中学校のほうも同時に来年度から始まるのか、その点も教えてください。

続きまして3点目、その学習指導要領の中で年間何時間必要なのかという部分が明記されているのか、年間100時間やりなさいよとか、50時間やりなさいとか、そういった部分が明記されているものなのか。

もし、実際そうになっていた場合に、主の授業時間数というのは多分決まっていると思うので、それが新たに上乗せなるものなのか、逆に何かを削ってそれに当てはめるものなのか、ちょっとその辺を教えてください。

4点目が、先ほど実際、授業する場合、タブレットなりパソコン等を使用するということだったのですけれども、現在、各学校についてそういった環境、タブレット、パソコンについてそういうものが整備されているのか。

昨日、教育長のほうからデジタル教科書についてちょっと触れておりましたが、将来的にそういう予定もあるということであれば、例えばWi-Fiの設備等、そういった部分、今後予算措置、整備するための予算措置を行っていくのか。

ちょっとその辺、事前に調べたのですが、文科省のほうで教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画、2018年から2022年度までを策定しており、この計画に基づく教育用コンピューター、ネットワーク等の整備、それに必要な経費について18年度から5年間、毎年なのか1,800億円程度、地方財政措置があるというふうに明記されているのです。ちょっとその辺、もし把握している部分、ちょっと教えていただければと思います。

続いて、5点目です。教える先生、当然、多分クラスの担任の先生が教えるのだと思うのですが、今、プログラミング制度の中でICT支援員というのがいるみたいなのです。そういった先生方を補助するための方々、こういった方々というのは実際、民間の企業とか、大学の関係者とか、そういう方にボランティアでも来てもらえるということで、今、そういう大学なり、民間と協力してそういう授業にボランティアで来てもらうとか、そういった予算措置に関しても今で補えるということもあるので、ちょっとその辺についても。

実際、現場サイドでマニュアルとか、手引きみたいなもの、実際、先生が教えるに当たってそういったものがあるのか、それをまず教えてください。

6点目、随分、二、三年前からだと思うのですが、民間レベルでもこういったプログラム教育について。例えば、大学関係とか民間で、いろいろなところでそういった子供たちが参加できるようなイベントとか、体験できるようなところが開かれているのですが、その辺についてどこまで把握しているかを教えてください。

最後7点目、実際、今回のプログラミング教育についてPTAとか保護者に対してどのように今後、説明していくのか、その点について以上7点

だと思うのですけれども。

○議長（木下 敏） 答弁に入る前に、会議時間の延長をしたいと思います。

会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） ただいま御質問があった7点に答弁させていただきたいと思えます。

まず、プログラミング教育の実施するに当たっての対象学年はというところなのですが、先ほども申し上げましたとおり、教科がまずどれというようなものを定めているのではなく、その教科ではなくて、プログラミングを体験しながら、コンピューターの操作、基本的なものを学ぶというのもそうなのですが、論理的思考を身につけるための学習活動というところで、教科が設定されていないというところでは。

そのほかに学年もやはり設定は、この学習指導要領の中ではどの学年というのも特段、明記はされておりませんが、ただ恐らくですが、もし活用するとすれば文科省のほうで想定しているのは算数であれば5年生、理科の場合もあるのですが、理科であれば6年生の部分で想定をしていると。

具体的にどうなのかというと、例えば算数であれば正多角形は作成するような授業での活動の例を想定しているというようなところと、理科の授業であれば電気の授業でというような部分を想定されていますけれども、実際に学習指導要領の中でははっきりと明示はされておりませんので、この部分についてはどの学年というのは指定はないというところで御理解いただきたいと思います。

中学校でもプログラミング教育をやるのかというところでございますけれども、中学校の学習指導要領が小学校の1年後ということで、再来年度から実施となります。

この場合についても、やはりどの教科というのとははっきり明記はございません。ただ、想定の中では技術家庭の中で小学校の基礎的なプログラミ

ングの能力をさらに活用するというような部分で、想定としては技術家庭というような想定になるかと思えます。

その次、実際に年間で何時間ぐらいやるのかというところなのですけれども、先ほど来、申し上げているとおり、教科としての定めがないので、特段何時間というような決めはございません。

例えば英語ですとか、算数ですとか、教科で確立されている教科であれば何時間というのは学年ごとで時数があるのですけれども、プログラミングの部分については何時間という決めはないというところで御理解いただきたいと思えます。

ですから、その辺、授業数もふやすとか、削るとかといった部分はないということで御理解いただきたいと思えます。

あと、各学校のタブレットの整備状況ですけれども、各小学校のほうにタブレットを今年度整備をしているのですけれども、全児童というのは難しく、今のところは1クラス学習できる部分のタブレット、それぞれの学校の部分で数は違いますので、1クラス学習できる数は各学校のほうに配備をしているというところでございます。

デジタル教科書の部分でございますけれども、こちらについては来年度から計画的にデジタル教科書の部分も入れることを想定はしていきたいと思うのですが、先ほど言われたとおりICTの補助事業というような部分、お話がございまして、こちらギガネットワークという、国の補助事業が今、さらに新しいのが出ておりまして、文科省のほうの正式発表は12月に出る予定でございまして。この辺の部分の補助も活用できないかどうかということで現在、検討している最中でございます。

その部分で、ちょっとデジタル教科書は補助対象になっていなかったと思うのですけれども、デジタル教科書につきましても、やはり検討の部分をしておりますので、計画的に予算措置をしていきたいということで考えているというところでございます。

クラスの実際にプログラミングを教える先生のサポートとしてICTの支援ですか、こちらの部分の検討はされているかというところでござい

すけれども、先ほど申しましたとおり来年度からのプログラミング教育の取り組みの中で校長会ですとか、各教務の先生と今、打ち合わせをしてどのように行っていくかということで打ち合わせを行っております。

その中で、まだ打ち合わせ最中ですのではっきりと申し上げられないのですけれども、このICTの部分、先生も実際に教える先生の技術向上がいいのか、支援員がいいのかという部分についても、そういう中でちょっと話を今、協議をしている最中ということで御理解をいただきましたと思えます。

また、マニュアルです。現場で指導するマニュアルというのがあるのかどうかという部分でございますけれども、こちらにつきましても、その教科がどの教科でプログラミング教育を行うかというようなところで、特段の定めがないので、当然、手引きというものも存在しないというところで御理解をいただきたいというふうに思えます。

民間で、こういうプログラミング教育に対しての体験イベントを行っているのを把握しているかというようなところでございますけれども、函館で民間で体験のイベントをやっているというような、あるということでは私も聞いているところではあるのですけれども、はっきり何回やっているとか、詳細についてははっきりとわかっていないのですけれども、函館市内のほうではそういうのを行っている、あとまた有料で体験入学とかされているところもあるということではお聞きはしております。

PTAとか保護者の関係に説明をしていくのかという部分でございまして、取り組みの部分、特段プログラミング教育を新たにやるというところではなくて、やるという部分なのですけれども、新たに大きく変わるというものではなくて、その授業をする中で先ほど言ったように論理的な思考力を身につけさせるとかというような部分での活用の部分になるので、特段の説明というのは今のところ考えてなかったというところで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 何点か再々質問なのですが、1点目のある程度の現場において何を対象学年を決めるというのですか、算数なり理科、ものによってはほかにもあるのかもしれませんが、その辺も例えば来年度かにとりあえず4年生の算数をやるよとか、6年生の理科をやるよというか、その辺というのは大体いつごろ決定する予定でいるのかというのを1点。

6点目の民間等でやっている取り組みについて、以前大沼でも年1回ぐらいやっていたかと思うのですが、そのときに結構な人数の子供が参加したりしているのですけれども、例えばそういったものを時期的に夏休み中とかだと思えるのですけれども、逆にそういった部分に七飯町内の小学生、さらには先生方、ある意味こういうことで、そういうプログラミング教育を教えているよというか、ある意味参考になるかと思うのです。研修という名目でも何でもいいと思うのですが、そういったことに先生方を参加させるような考えはあるか。

7問目のPTA、保護者に対してなのなのですが、こういった部分の本当に新しいプログラミング取り組みという部分の中で、例えば説明もそんなのですけれども、例えば授業参観とか、そういった部分で、そういった今こういう授業をやっていますよみたいな、そういった取り組みも考えはあるのか、3点お聞かせください。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） ただいま3点、御質問について答弁をさせていただきます。

まず、来年度から実際にやる時期をいつごろ決まるかというところがございますけれども、内容ですね、こちらにつきましては年内に会議のほうを行って、年明け早々には準備のこともございますので、年明けまでにその辺の学年については各学校でどこの学年で取り組むかというのはちょっと確認していきたいなと思います。

恐らく年明け学習、翌年度の学習の予定とかを組むのが2月ころになりますので、最終的には2月くらいに固まるようなイメージで進めてまいりたいということで考えております。

民間の取り組みの部分、そういういろいろ研修

会やっている中で教員の参加も考えられないかというところがございますけれども、まさしくそのプログラミング教育を取り組む上で、やはり先生方の資質的なものというか、そういうものもやはり教える上で必要になってくるかと思いません。

その辺につきましては、各学校とかと協議をしながら、やはり教員の研修の部分、もし必要であればそういう研修会も開催、もしくは参加させるような部分で必要だということであれば学校と協議した上で決めていきたいということで考えております。

PTAとか保護者の新しい取り組みとして授業参観などで、こういうのでプログラミング教育取り組んでいますよというようなことで紹介できないかというところがございますけれども、その授業の中身的なもの、ちょっとそのような授業参観等でもし紹介できるようであれば、この辺につきましてはちょっと学校のほうと協議をして、そういう紹介がうまくできるのか、またその取り組みの中で新しく取り組みをして、本当に今まで使ってなかったようなプログラミングを使って、目新しい授業になるようでしたら、そういう紹介というのは必要かと思うので、その辺については協議をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

先ほど、青山金助議員の早退の届け出が出ているということで報告いたしました、事務の届出書の行き違いによりまして、中座の届け出ということで更正いたします。

---

日程第3

議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第4

議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

---

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第46号七

飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第4 議案第47号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和元年9月12日の本会議において総務財政常任委員会に付託されたものであります。閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

池田委員長。

**○4番（池田誠悦）** 委員会報告第13号総務財政常任委員会報告書。

令和元年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年11月27日七飯町議会議長木下敏様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

1、事件名。

(1) 議案第46号七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

(2) 議案第47号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

2、審査の経過。

令和元年10月9日、21日、11月5日、14日、27日の5日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1) 議案第46号七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

ア、決定。

原案可決。

イ、理由。

当委員会に付託された議案第46号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、会計年度任用職員制度が創設されたことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

会計年度任用職員とは、一会計年度を任期とする非常勤職員であって、1週間の勤務時間に応じてフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に区分される。会計年度任用職員制度が創設された趣旨としては、従前の臨時的任用職員、非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であり、自治体ごとに任用や勤務条件に関する取り扱いがさまざまであったことから、法律上、統一的な取り扱いを定めることにより、適正な任用や勤務条件を確保することとするものである。会計年度任用職員の任用、給付等の概要は、別表のとおりである。

それらを踏まえ、条例では次のように定めている。

第1章、総則（第1条―第3条）。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条―第11条）。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与（第12条―第21条）。

第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第22条・第23条）。

第5章、雑則（第24条―第26条）。  
附則。

第1章は、総則として、会計年度任用職員の定義等について定めている。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めており、基本的な規定内容は、職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）の規定と同様である。

第3章及び第4章は、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めており、パートタイム会計年度任用職員の給料については、月額、日額、時間給と給料体系がさまざまであることから、これらの計算方法について定めているほか、通勤に係る費用弁償及び公務のための旅行に係る費用弁償について定めている。

なお、パートタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が正職員の勤務時間より短い会計年度任用職員をいうものである。

第5章、雑則規定を定めている。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行することを定めている。

委員からは、条例制定後の制度の運用方針について質疑があったところである。

これに対し、町として現在考えている制度の運用としては、来年度については、現在より少ない勤務時間数によって採用を行うが、来年度中にその職の業務内容等について改めて精査し、その職に応じた勤務時間、勤務日数を割り出した上で、勤務条件等を見直していきたいとの回答であった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴う条例の制定であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、会計年度任用職員制度の運用に当たっては、今後の給与体系や勤務条件等については、在職している嘱託職員、臨時職員への周知を十分に行うとともに、運用方法が未定である箇所が一部で見受けられるが、昨今の財政状況を踏まえた上で慎重に定めることを望むものである。

また、今後の条例提案に当たっては、運用方針等の細部まで十分な検討を行った上で提案するよう強く望むものである。

(2) 議案第47号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

ア、決定。

原案可決。

イ、理由。

議案第46号においては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めたところであるが、議案第47号においては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する次の10本の条例の一部改正を整備条例として定めたものである。

①七飯町職員定数条例（昭和24年公布）。

②七飯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第42号）。

③職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第22号）。

④職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第23号）。

⑤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成

6年条例第18号）。

⑥職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）。

⑦公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成15年条例第36号）。

⑧職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）。

⑨七飯町職員の旅費に関する条例（平成11年条例第25号）。

⑩企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和51年条例第15号）。

いずれの条例も、会計年度任用職員制度の創設に伴う必要な改正が行われている。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、いずれの条例も会計年度任用職員制度の創設に伴う条例改正であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上並びに別表に会計年度任用職員制度移行に伴う概要でございます。お目通ししてください。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、議案第46号、議案第47号、以上2件について一括して質疑を許します。

川上議員。

○16番（川上弘一） 今回の会計年度任用職員制度に伴う条例の制定でございますけれども、七飯町役場でいうと臨時職員の賃金を含めたところの処遇改善を目的とした制度でございます。この制度導入によりまして、現在の臨時職員の年間賃金が下がるようであれば、本当にこういう制度は本末転倒な制度になってしまうので、ちょっと確認の意味でお聞きしたかったのですけれども、この条例の制定によりまして臨時職員の年間賃金が下がるようなことはないと思いますけれども、確認で、ないか、あるか。

○議長（木下 敏） 総務財政常任委員長。

○4番（池田誠悦） それでは、今の質問ですけれども、3ページ上段にありますけれども、委員会の中でいろいろ話がありまして、その部分で理事者側と検討した結果、そういう心配がないように努めてくださいということで、私たちもそれを信じて、こういうような決議に達しました。



以上でございます。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 下がることのないように制度に当てはめて運用していくということによろしいですか。

○議長（木下 敏） 総務財政常任委員長。

○4番（池田誠悦） そのように認識しております。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 終わります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 委員長御苦勞様でございました。

これより討論、裁決を行います。討論採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第46号七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第46号七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての委員長の報告は原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第47号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第47号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長の報告は原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり原案可決

することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

---

## 延 会 の 議 決

---

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

---

## 延 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時18分 延会

